

337
513



始





回顧七年

目次

序 言	一
一、過去七年の概観	三
第一節 政治情勢	三
第二節 經濟界の變遷	一一
第三節 社會思想の推移	一九
第四節 國際問題	二五
目次	一

目次

二、帝國議會の回顧……………三九

 第一節 概説……………三九

 第二節 内閣及び政策の變遷……………四三

 第三節 輿論の推移……………八二

 第四節 各議會の狀況……………一〇〇

 第五節 財政・豫算……………一四七

結語……………一八一

序言

大正十四年私が貴族院議員に任ぜられてから、最早七ヶ年の歳月が経過し、此の昭和七年を以て任期満了となる次第である。

此の間私は研究会に屬して、貴族院議員たる職責に鑑み、常に不偏不黨、公平嚴正なる中立的立場からその任務を盡す事につとめて來たことは、内に省みて聊か満足とする所であるが、素より微力にして、何等取立て、貢獻することの出来なかつたのは甚だ慙愧の念に堪へない。

併し乍ら、自分一個人としては、その間に大正天皇の御大葬禮、今上陛下の御即位式等に列し、また議會開院式毎に恐れ多くも天顔を拜し奉ることを得たの

は、誠に身に餘る光榮と恐懼感激してゐる次第である。

私はこの任期中議會開會の都度その概略を御報告申上げて來たのであるが、今やその任期も終らんとするに際し改めて過去七ヶ年を靜かに回顧するとき、今更感慨の新たなるものがあるのである。今茲に『回顧七年』と題する小冊子を草し、私の任期中に於ける政治、經濟、社會各般の概勢及び議會の概況を纏めてこれを各位の御高覽に供しようとするのは、一つにはそれが私の貴族院議員としての義務なりと信ずる故であるが、又一つには私自身に對する記念として強ち無意義なものではなからうと考へるからである。

幸ひに微意の存する所を御了解あらば、私として此の上なき仕合せである。

一 過去七年の概観

第一節 政治情勢

かの歐洲大戰は世界の凡ゆる方面に甚だしき影響を與へ、その後各國とも經濟的に、思想的に幾多の波瀾動搖を経験したが、それは延いては政治方面にも影響して、國家の新立、合併或は政體の變化等種々様々の變革を見るに至つた。

我が國も勿論その影響を蒙らない譯には行かず、この頃の時代は實に目まぐるしい勢で動いてゐる。政治、經濟、その他の大事件が踵をついで現はれ、社會はこれが應接に暇もない。變化の分量や内容から云へば、最近の數年は昔の二十年三十年にも相當するかも知れない。今此處で過去數年の政界を振り返つて見る

に、實に種々の事柄が思ひ出されるが、それ等個々の事件は別として大勢を観察すれば、政黨政治が漸く成熟し、政治が益々民衆化して來たといふ特徴が見られる。

我が國に政黨政治が確立されたのは左して古いことではない。一體立憲政治の下に於ける政黨は、單にそれが勢ひの産物であるばかりでなく、理論的にも承認されなければならぬことである。若し政黨といふものが無かつたならば、如何に政府が失策をやり過失を犯しても、従つて國民の不平不満が募つても、政府が責任を負ふて辭職するといふことはなく、之を舞臺から追ひ退けるには暴力を用ふる外ないであらう。然るに政黨が互に監視し合ひ、責任内閣制度が行はるゝに至れば、茲に初めて政治に弾力性が生じて來るのである。政黨政治に於て、二大

政黨制度が良いか、多黨制度が良いかは色々議論もあり、各國の事情によつても異ふが、我國の傳統は大體二大政黨の對立で來てゐる。議會や政黨に基礎を有せざる内閣は、之を超然内閣と云ふが、之は政黨の未發達、又はその勢力の微弱な時代に現はれるものであつて、立憲下に於ては寧ろ變態的な現象と云はねばならない。

我が國にはその初め自由、改進黨の二政黨が生れ、その後種々の變遷を経、名稱こそ幾度も變つたが、結局これが我國政界の二主流をなして、今日の政友、民政の二大對立に至つてゐることは周知の事實である。而して輓近政黨政治は漸く確立するに至り、私が貴族院議員に選ばれた大正十四年以來最近迄、この二大政黨が議會に於ける多數を背景とし、所謂憲政の常道に従つて、交る交る朝に立つ

た。即ち大正十五年當時の若槻憲政會内閣は昭和二年四月田中政友會内閣に變り、昭和四年七月には濱口民政黨内閣其の後を襲ひ、而して昨年十二月政權は再び政友會に移つて犬養内閣が成立したのである。これ等の政黨は、各々異つた主義と政策とを掲げてはゐるが、結局議會政治の要求する國民一般の利益を計るに於て變りはない筈であつた。而して、大體に於てこの機能を發揮して來たと云ふに吝でないが、然し政黨政治の成熟に伴れ動もすれば政權のみの爭奪に奔り、又は時の勢に乗じて一部小數者の利益に偏する嫌ひがないでもなかつた。これが爲め一般民衆の利益が等閑に附せられ、一部方面から既成政黨に對する絶望、怨嗟の聲すら洩らされるに至つたのであるが、これは議會政治の本領に照して頗る遺憾なことであり、且つ今後最も警戒を要する所であると信ずる。過般成立した齋藤内閣はこの情勢を反映するもので、政黨内閣制度から云へば變態であるし、政黨政

治擁護者から觀れば政治の退歩であるが、要するに現下の事態は從來の議會政治に對し一大反省を要求してゐるのである。

尙過去數年を振り返るとき、政治の民衆化は非常なものである。これは戦後デモクラシーの國亞米利加の急激なる進展等の影響による世界一般の傾向にして、又航空機、ラヂオ等科學文明の進歩が空間、時間の障壁を撤去してしまつたことなども與つて力があるが、結局社會の進歩、複雑化に従つて政治と民衆の生活とが益々密接、不離なものとなつて來たが爲めである。即ち、從來は一部の政治家のみの關心事であつた政治上の事件も、今日では一瞬間の中に忽ち一般民衆の耳目に傳へられ、利害に響いて來るから、民衆は之に對する興味を有するに至り、従つて民衆の輿論といふものが實際政治を動かして行く上に非常に重要な要素とな

つて來た。かゝる情勢に應じ、且つ斯る傾向を促進したものが普通選挙の出現であつた。

普通選挙は既に何れの立憲國でも採用する處であつて、議會政治を完全にする上には是非必要な條件であり、之によつてより多くの民意が代表せらるゝに至れば誠に結構なことに違ひない。普通選挙法案が初めて我國の議會に提出されたのは可成り古いことであるが、その後種々の経緯を経て、大正十四年三月遂に貴衆兩院を通過した。而して昭和三年一月、田中内閣の下に第五十四議會が解散せられたとき最初の實施を見たのである。この間に於ける一般輿論の役割は大きなものであつたが、最初の普選の時も、各新聞社は共同宣言書を發表して選挙看視の役に當り、大いに普選實施の目的の爲めに働いたことは、今尙世人の記憶に新たなる所である。

普選實施の結果としてはじめて無産政黨なるものが出來、これが帝國議會に議席を占むるに至つたことは、また我が憲政史上特筆すべき事柄である。選挙法改正によつて新たに九百二十餘萬の有権者が出來たのであるが、これら新有権者が果して如何なる政黨に味方するか、就中新興の無産政黨がどの位議會に進出するかは一般に多大の興味をもつて眺められた。選挙の進行中には色々な事件もあり、最初の普選だけに相當緊張した狀況を示したが、開票の結果は八名の無産議員を見ることになり、無産黨の將來に對し多大の期待がかけられた。然し、昭和五年二月の第二回普選に於ては之が五名となり、最近昭和七年二月の第三回普選では更に減少して、三名といふ落漠たる數字を示すに至つた。これは主として無産黨戦線の不統一と、最近に於ては滿洲事變により民族主義的な意識が熾となつて來

たが爲めである。

不況の深刻化に伴れて、政治に對する一般の關心は最近益々加はつて來た感がある。今日の輿論に於ては政黨の主義・政策の是非が云爲される許りでなく、一面に於ては政黨政治そのものが批判の對照におかれてゐる。非常時の語は餘りに有りふれてしまつたが、最近の状態は凡ゆる意味に於て確かに非常時と云はねばならない。議會や政黨の現状には不満な點もないではないが、議會制度そのもの眞髓は立派な理想に基いてゐるのであるから、我々はこの際大いに反省すべきものには反省を與へ、清算すべきものを清算して此の制度を盛り立て、行かなければならないと信ずる。

第二節 經濟界の變遷

歐洲大戰を機として我が產業界は實に飛躍的な發展を遂げた。然しこの發展は非常状態の基礎の上に行はれたものであり、且つ異常の高物價に甘やかされたものであつたから、當然整理せられる運命にあつた。先づ大正九年三月、反動の大鐵槌が加へられた處、多くの産業はその餘りに激烈な打撃のために全く窮地に陥つてしまつた。大正十二年頃までに兎に角一應の彌縫を終へたが、其處へ又關東大震災が襲來して我が經濟界は再度の損傷を蒙つた。斯くて病狀は再び繰り返し、どうしても財界の徹底的整理をせねばならぬ状態になつた。然るに實際に於て我産業界は、保護關稅、補助金・奨励金交付等政府の保護政策の援助に頼り、又は情實關係を辿つて銀行より融資を爲さしめる等彌縫に彌縫を重ねて來た。人員の

整理、賃銀の値下等も行ひ、減資、減配も断行しないではなかつたが、所要の整理に比すれば尙ほ頗る不十分なものであつた。其處へ大正十五年頃金解禁氣構による爲替暴騰あり、生絲業者その他の輸出入業者は少なからぬ損失を蒙り、財界一般も大打撃を受けた。その結果を未然に防止する爲め政府は震災手形處理法案を議會に提出したのであるが、其の審議中端なくも財界の腐爛意外に甚だしきものあることが暴露せられて、茲に昭和二年の金融大恐慌が勃發したのである。

此の金融恐慌が如何に激烈なものであつたかは、財界非常中の非常手段たるモラトリウムが三週間に亘つて布かれ、此の間に臨時議會が開かれて、五億圓の「日本銀行特別融通及び損失補償法」、並に二億圓の「臺灣の金融機關に對する資金融通に關する法律」が難なく通過したことによつても知られる。この七億圓の

巨額なる國家救済によつて財界の人心は漸く安堵したが、この非常手段の出現直前迄に休業せる銀行數は三十數行に達し、その拂込資本金合計九千數百萬圓、預金總計八億圓近くを算した。日本銀行の兌換券發行高は恐慌前十億八九千萬圓であつたが、恐慌の絶頂時には二十六億五千九百萬圓といふ空前の巨額に上り、爲に日本銀行庫中の兌換券は全部出盡して尙足りず、臨時券まで發行される有様であつた。この大恐慌を轉機として我が財界が再び大規模の整理を強要せられ、沈滞の一層甚だしくなつたことは云ふまでもない。

大正九年以來昭和二年の金融恐慌前後に至る長期間の財界彌縫策の結果、我國の對外爲替は著しく暴落した。尤も現實に爲替の下落が目につき出したのは震災後の十三年からであるが、それ以前に於ても既に貿易は年々巨額の入超を示し、

貿易外の受取勘定を差引くも尙莫大な支拂超過であつた。従つて金輸出禁止下に於ては爲替は暴落すべき筈であつたが、主として政府が戦時、戦後に獲得した在外正貨を拂下げてゐた爲めに左程の下落を示さなかつたのである。處が震災後入超が激増し、政府が在外正貨の拂下を制限するに至るや、爲替相場は本來の姿を現はして一時は三十八弗半まで陥没した。その後政府は金解禁斷行の意思を表明し、且つ人爲策を用ひたから爲替相場は不自然に上騰し、これが既に衰弱してゐた經濟界に打撃となつたことは前に述べた如くである。昭和二年の金融恐慌後は再び下落して四十三四弗となつたが、この相場すら在外正貨の支拂によつてやつと支へたものであつた。爲替相場の下落を阻止する正道は金解禁の斷行を措いて無いのであるが、これには財政の均衡、業界の整理、貿易の改善等種々の前提條件を満たさなければならぬ。昭和三年頃諸方面に於て幾分改善の状況が見えるや、

經濟方面の各團體は相踵いで「金解禁斷行」の決議を爲して、之が即行を促したのであつたが、財政の膨張は却つてこの形勢を裏切り、經濟界は再び動搖し初めた。而して此の間在外正貨の減少は益々激しく、殊に近き將來に於て償還期の到來すべき英貨公債借替に關聯して金解禁問題は遷延を許さざるに至つた。其處で昭和四年七月成立せる濱口内閣は金解禁を政綱に掲げ、緊縮節約を強行して著々準備を整へた。之が爲め貿易に於ては入超が激減し、爲替相場は次第に騰貴して、九月末既に四十八弗臺に上つたが、一方物價は下落し、財界は一層不況に陥ることを免れなかつた。斯くて翌年一月十一日遂に十三年ぶりにて我が國は再び金本位制を回復した。

金解禁前後、即ち昭和四、五年頃の我が産業界を特徴づけるものに「産業合理

化」の合言葉がある。産業合理化の言葉及び事實は既にそれ以前からあり、又現在でもあるのであるが、當時不況打開策として今更の如く盛に提唱せられたのである。歐洲戦後米國經濟界を未曾有の繁榮に導き、獨逸經濟界を破滅の奈落より救ひ出したものはこの産業合理化であつた。産業合理化とは、一九二七年國際經濟會議の與へた定義によれば、「勞力、原料の浪費を最小化する爲めに考案せられる技術及び作業の方法である。産業の合理化は勞働の科學的組織、原料及び生産品の標準化、作業過程の單純化及び運搬、市場搬出制度の改良を含む。」我國に於て議論せられた産業合理化も大體之であつたが、既に獨逸や亞米利加に機先を制せられた後であり、又之が實現には種々困難な事情もあつたので、掛聲の大きかつた割合に實効は頗る少なかつた様に思はれる。又輸入防止の一方法として「國産品愛用」が盛に高唱せられたのもこの時分のことであつた。

一九二九年の秋、紐育取引所の反落以來世界的不景氣の幕は切つて落された。賠償負擔で悩む獨逸は固より、大英帝國も次第に老衰を啣たれ、一九三〇年頃まで僅かに好況を續けた佛蘭西もやがて不景氣の波に浸されてしまつた。蓋し世界經濟の關聯現今の如く密接なるはない。我國が金解禁を斷行したのは丁度この世界不景氣の入口に於てであつた。唯さへ經濟界の壓力となる金解禁は、世界不況の援助を得て一層我が財界を苦しめた。物價下落、産業沈滞、貿易萎縮、失業増加等凡ゆる惡材料が續出した。虎の子の正貨も次第に減少して行つたが、殊に昨年九月英國が金本位を停止して以來、外貨の思惑買が行はれてその勢は激烈となつた。政府は斷然立つて金本位擁護の爲めに戦つたが、四圍の事情はもはや再禁止を必至ならしめ、遂に十二月政變と同時に金の輸出再禁止が實行せられたので

ある。

金再禁止後財界は一時人氣的好轉を見、殊に株式界方面にては相場の暴騰を示したが、待ち望まれた好景氣は容易に出現せず、最近寧ろ反動の傾向があることは現に世人の見る通りである。惟ふにこれ世界的不況激化の影響であつて、我國獨り之を脱する譯には到底行かない。亞米利加の財界と云ひ、歐洲の政情と云ひ、現今の世界は實に重大なる時機に遭遇してゐる。この秋に當り我々は個人として、將又日本國民として非常の覺悟と慎重なる態度とを必要とするのである。

第三節 社會思想の推移

經濟情勢の變化や社會狀態の進展に従つて、社會思想も亦推移して行くことは何人も否定し得ない事實である。顧みるに、歐洲戰後澎湃として世界を風靡した思想傾向はデモクラシーであつた。政治方面に於ても君主制より民主制への轉向が到る處に見られる。これは比較的民主的傾向を持つた聯合國が戰捷を得た爲め、ヴェルサイユ條約によつて獨立を承認された諸國がその憲法制定に當つて英、米、佛等に倣ひ民主制を採用したこと、國際聯盟の提唱者ウィルソンが熱心なるデモクラシー擁護者であつたこと、及び各國內に無産階級が擡頭して來たこと等による。我國にも早くより此の思想が移入せられて普通選舉を産む母體となつた。デモクラシーを意味する民主政治なる語は、政治の實權が一個又は數個の特定階級

になく、大體に於てその社會の成員の手に收められてゐる形態を意味し、意見不一致の場合にはその意思と認むべきものを平和的、合法的に投票を以て決するものを云ふ。これは獨裁專政制の弊に對する經驗と、個人自律の重視とにより、人類福利の爲め實現し得る比較的最良の制度として認められて來た。その功罪賛否は色々であるが、兎に角デモクラシーの制度化は、進歩の一途を辿つて今日も尙政治的、社會的の各領域にこの要求が動いてゐる。

民主々義的要求の政治方面に於ける現はれは主として參政權の擴張である。普通選舉は云ふまでもなく制限選舉に對する言葉であつて、納税の有無に拘らず一般國民に選舉權を認むる選舉制を云ふのであるが、これとて絶對に何等の制限を設けぬのではなく、性、年齢等に關する制限はあり得る。現代の文明國は總て普選を實施して居り、我國に於ても大正十四年普選法が議會を通過し、昭和三年初

めて實施を見たことは別項に述べた通りである。然し普選に於ける制限の程度は國々によつて差等があり、例へば、英國や獨逸では婦人にも選舉權が認められてゐるが、我國に於ては之は議案として議會に提出されてゐる程度で未だ實現に至らない。又年齢に關する制限についても各國一定でないが、日本の二十五歳は比較的高く、之をもつと低くし度いと云ふ意見もある。これらには色々な理由もあるが、その理論的根據は結局廣き意味での民主的要求に歸着することが出来る。

なほ民主々義の原則を経済的、社會的領域に擴大せんとする方面には、勞働・職業婦人運動、廢娼運動、産兒制限運動、教育機會擴張運動等様々なものがあり、夫々の方面で熱心に活躍してゐることは周知の事實である。尙ほ社會主義を議會的に實現せんとするものが社會民主々義であることも云ふ迄もない。

然しデモクラシーは今や腹背に敵を受けて戦はねばならぬ状況に立ち到つた。即ち漸く封建的専制の政治觀念から抜け切つたかどうかのところへ、ソヴェエツトやファシストの新しい専制の形式が前面に現はれて來たのである。

歐洲戦後の世界的風潮に伴ふて我國に於ても共產主義の勃興を見、種々の勞働運動農民運動等が現はれるに至つた。そしてこれ等の社會運動は、政府の嚴重なる取締にも拘らず漸を追ふて過激となり、中には學生、生徒にして此の方面の運動に奔り、帝國の治安を紊るの目的を以て不穩なる行動に出づるものもあつた。

京大事件、三・一五事件等即ちこれである。曩に政府は治安維持法を制定して之に備へたが、昭和三年には更に之を嚴重に改正し、一方思想善導を高唱して來た。學生の左傾問題は今日益々重大であつて當局も頗る頭を悩ましてゐるが、その據つて來るところは甚だ複雑で輕々の議論を許さない。凡そ如何なる思想も社會の

情勢を背景として出て來るのであるから、之が根本的對策としては社會の革正が急務であるが、その他教育制度的、又は家庭的等比較的手近い原因も與つて力があるから、大いに之等を調査研究することが必要である。

尙ほ最近ファシズムの聲が著しく盛になつて來た。元來ファシズムはそれ自體獨立した政治理論ではなく、議會政治を嫌はずとなす一派が超階級的の理想を掲げ、國民主義的に結成しようとするものである。この動向は現下の急迫時代の産んだ特産物であつて、伊太利を本場とし今日殆んど何れの國にも存してゐるが、我國に於ても滿洲事變以來猛然擡頭して來た。そしてその過激なものは屢々暴力的直接行動に出で、社會を不安に陥れ、民衆を墮墜せしめた。一體思想の盲信者と、誤れる愛國者ほど取扱ひ難いものはない。然も今日の如き思想の混亂時代には一定の據るべきものが容易に見出せないから、往々經驗の少い、思慮の淺い青

少年を驅つて此處に至らしめるものであるが、これは餘程注意すべきことである。

惟ふに、人を導くには自ら範を垂れる以上に力あることはあるまい。政治家が國民思想を良い方へ導くといふことは、それ自身決して悪い筈はないのに拘らず、世間の識者にして往々之に反對するものゝあるのはそこに何等かの意味が無ければならぬ。それは思想善導を高唱する政治家が、自ら動もすれば之を裏切るが如き行爲を敢て爲し、國民の師表たるべき資格に缺くるものがあるからである。故に思想善導を最もやかましく云ふ政府の下に、却つて反對に思想を惡化せしむる場合があり得る。近時議會政治の危機が叫ばれ、一部には之を否認せんとする極端なものもあるが、その非なるは勿論であつて、唯政治家に對する警告としては充分傾聽すべく、その反省を要求するものあることは認めねばならない。

第四節 國際問題

大戰後に於ける世界の政治的動きを見るに、國際主義と民族主義とが實に怪しくも交流してゐる。そして最近の日本の國際關係は、何れの意味に於ても、世界一般の動きに對し從來以上の深い關係を持つに至つた。

日本はその地理的關係から、太平洋殊に極東を以て外交政策上の基本的なる地域として居り、對聯盟外交も對列強外交も之を背景とせずしては殆んど無意義に近い。又歴代内閣の列國協調主義は、我が極東政策が許容し又必要とする範圍内に於て喜んで行はれたものであつた。今これ等の事情を、軍縮問題と滿洲事變とに辿つて見ることにする。

國際聯盟はもと歐洲大戰の苦杯を嘗め盡した世界各國が、今後互に協調し軍備を縮小して、斯る慘害を二度と繰返さざらんことを期する爲めに生誕したものであつたが、一九二五年頃迄は戦後の跡始末に追はれ、この方面に對しては何等取立て、云ふ程のことは行はれなかつた。而して一九二五年漸く國際聯盟軍縮準備委員會が設けられて軍縮の根本問題から討議を初め、一九二六年には懸案の獨逸の加入により顔觸れも揃つて來たが、具體的のことは未だ却々進まなかつた。

この間、聯盟に参加せざる米國はその經濟的躍進により自然に獲得せる國際的地位を背景として、大戰後の平和・軍縮運動を聯盟の活動と別個に、自己の主動勢力下に發展せしむるに至つた。華府會議、ジュネバ三國會議、倫敦海軍會議、不戰條約締結等一聯の平和・軍縮運動に於ける米國の役割は特筆大書に値するものがあつた。

華府會議は一九二一年十一月米國大統領ハーディングの招請により、日・英・佛・伊その他の諸國が集つて、軍縮問題の外極東問題、太平洋問題等を議したものであるが、軍縮問題としては主として大戰に於ける主力艦の建造制限を協議したものであつた。

然るにその後、この會議に於て漏れた補助艦に於て逐年製艦競争が激しくなつて來たので、米國大統領クリッヂは、一九二七年六月新たに日・英・佛・伊の四ヶ國に對して會議を懲慥したのであるが、佛・伊は之を受けず、依つて米・英・日の三國のみが同二十日よりジュネバに會して協議した。然し三國が各自の立案を示し合つた結果、日本は補助艦五、五、三の比率に絶對に反對し、英米の意見またその制限の方式に於て甚だしき懸隔あり、結局日・英の妥協案のみ成つて會議は八月四日に決裂を見たのである。

丁度この頃ブリアンが米・佛不戰條約案を提議したことがあつたが、亞米利加は之に刺戟せられて、一九二八年四月十三日、日・英・佛・獨・伊に對して一の不戰條約締結の議を申込み、同年八月二十七日遂に巴里に於て「戰爭拋棄に關する條約」なる名稱の下に十五ヶ國の代表が署名調印し、一九二九年七月二十四日、我が日本がその批准書をワシントンに寄託すると同時にその効力を發生するに至つた。

我國に於てはこの條約第一條中の「各國の人民の名に於て」なる文句が帝國憲法に牴觸し、我國の國體と相容れざるものとして、その批准奏請に先立ち議會に於て意外の物議を醸したが、一般にはそれ程の輿論を喚起するに至らなかつた。この不戰條約は、その效力發生後直ちに東支鐵道に關する露支紛争に適用せられたが、その紛争解決に與へた不戰條約の重みは甚だ疑はしいものであつた。唯

この不戰條約が世界の平和に與へた精神的貢獻は、確かに見遁すべからざるものがあると同時に、これはまた聽て倫敦海軍々縮會議に對する最大の導因となつたのである。

即ち、かの三國會議の決裂は却つて列國の製艦熱を煽つた傾があつたので、一九二八年七月、英國は佛國と「英佛協定」を結んだのである。之は世界の大海軍國たる米國の反感を買ふこと夥しかつたが、一九二九年英國では勞働黨内閣が成立し、亞米利加では又平和主義者のフーヴァーが大統領に當選したので、更に海軍々縮に關する要望が起り、遂にまた米國の提唱によつて一九三〇年一月二十一日、英京倫敦に於て第三次の海軍々縮會議が開かれるに至つた。

而して之に加つたものは、華府會議に於けると同じく日・英・米・佛・伊の五ヶ國で、日本の對米七割の要求はこの會議中に於ける非常な難關の一つであり、

また佛・伊も地中海の安全保障に對して互に自説を固持して屈せず、會議は一時絶望に見えた。然るにその後、日・英・米を海洋團體とし、英・佛・伊を歐洲團體として討議を進めるに至つて、海洋團體の方は日・米の妥協案から七割問題が解決せられ、英・米は既に了解があつたので此處に三國協定は成立したが、一方歐洲團體の方は英國の對内事情から地中海の安全保障が協定出來ず、遂にそのまゝ物分れとなつて、倫敦軍縮會議は名義だけの五ヶ國條約として成立したのであつた。

また此の會議には各國首相級のものが列席し、我國からは若槻禮次郎氏が出席したのであつたが、時恰も濱口内閣の極端なる緊縮時代であつて、軍備縮小による財源の捻出は是非共必要とされてゐたので、政府與黨は勿論のこと輿論も亦之を熱心に支持し、全權が歸朝した時には東京驛頭は十萬の歡迎人を見た程の盛況であつた。

唯その後、この軍縮會議が第五十八議會に提出されるや、政府は倫敦會議の初め、補助艦總噸數對米七割確保、大型八吋砲巡洋艦對米七割確保、潜水艦現勢力維持といふ三大原則を高唱し、之が我國防の最少限度だとしてゐたにも拘らず、この三大原則は何れも目的を達せず、然も妥協案の回訓に際しては軍令部の同意を得なかつたとて、政府と軍部との間に所謂統帥權問題が起り、それが樞密院に諮問せらるゝに及んで、一時條約の運命も危機に瀕したが、言論機關の猛烈なる攻撃に會つて樞密院も遂に屈服し、茲に無事批准せらるゝに至つたのである。

翻つて國際聯盟は一九三〇年末漸く軍縮條約六十ヶ條の起草を終へ、之に基いて本年二月より瑞西ジュネバに於て初めて一般的の軍縮大會議が開かれるに至つたのであるが、之は海、陸、空の三界に亘る軍備縮小案で、聯盟加入國は勿論の

こと非加入國たる米國、露國、土耳其等の如きも參加し、世界の視聽は今やこの會議の成行に集められてゐるが、就中最近滿洲事變を起した我國の態度は注目せられてゐる。

滿洲は我國の大陸的發展地であつて、之が權益の擁護は實に我が國民の死活問題となつてゐるが故に、我が國が日清戰爭以後この地の爲めに費した資力と努力とは多大なるものであつた。然るに、其の權益は支那政府の不誠意によりて蹂躪せられたが爲めに、昨秋遂に滿洲事變を惹起し、國際的に大波紋を投げたのは遺憾であつた。

抑々支那が、我が對支外交の寛大なるに狎れて我國を侮ることは、決して今日に始まつた譯ではないが、それが殊に近年甚だしくなつたのは事實である。昨年

夏、僅か二ヶ月ばかりの間に連續的に起つた三事件、即ち中村大尉虐殺事件、萬寶山事件、青島暴動事件の如きは、その最も強きあらはれであつた。爲めに日支兩國間の感情は非常に紛糾して居たのであるが、偶々九月十八日奉天駐屯の支那兵が、夜半奉天柳條溝に於て我が滿鐵線を爆破したることより、茲に端なくも日支兩軍衝突し、遂に砲火を交ゆるに至つたのである。

之を我國より見れば、自衛權の發動による已むを得ざるに出でた行爲であつたが、僅かの兵を以てよく數倍の敵を撃破し得たのは、一に我が軍が機先を制したること、その勇武なるによるものである。其の後も尙引續いて、張學良の策動による馬占山の抵抗あり、天津事變、遼西兵匪の跳梁等相次いで起り、滿洲の天地より容易に兵火の消ゆる様子も見えなかつたが、本年一月三日、錦州の占據によりて漸く平定の緒につき、北滿に残れる張學良部下の討伐を以て終つたのである。

斯くして滿洲は平定せられたが、この事件以來支那各地に亘つて排日の氣勢盛となり、それは殊に上海に於て甚だしかつた。偶々一月八日、我國に於てはかの櫻田門の大逆事件あり、上海の民國日報は早速これを取上げて報道したが、その記事には甚だしき不敬にわたるものがあつたので、我國は直ちに支那當局に對して之が抗議を申込んだ。然るに支那は之に對して誠意を示さざりしのみならず、引續いて十八日には我が日蓮宗僧侶の殺傷せられたる事件があつたので、我が上海領事は上海市長に對して改めて強硬なる談判を開始し、最後の通牒を發した。之と見るや支那側は漸く折れて我が要求を入れ、此所に事なく解決するかの見えたので、我が陸戦隊は規定の警備についたのであるが、その時我が軍は突如として支那正規軍の射撃を受けた。こゝに於て我が軍また已むを得ず之に應戦し、上海は遂に動亂の巷と化するに至つた。

其の後上海の益々悪化して行く情勢を見て我が國は新たに陸軍を派遣し、二月二十日第一回の上海總攻撃を行ひ、同二十二日には敵の第一線中堅地たる廟巷鎮を奪取することを得たが、かの名高き爆彈三勇士は實にその總攻撃に於ける突撃路を切開いたものであつた。

併し乍ら、この廟巷鎮の戦には蒋介石の護衛兵が交つて居たのみならず、その援軍は増加する一方であつたので、我國もまた改めて陸軍を派遣し、白川大將をもつて總司令官とした。而して三月二日より海陸協同の總攻撃を開始し、我が軍は實に壓倒的な大勝を博したのであるが、三日午後二時には停戦となつて、茲に半歳有餘に亘るさしも大きな日支衝突事件も漸く大團圓を告げやがて間もなく撤兵するに至つたのである。

日支衝突事件の顛末は以上の如くであるが、此の事件が勃發したとき國際聯盟

は丁度理事會を開催して居たので、支那は聯盟に對し、我が國を侵略主義の國として訴へ、ために我が國は聯盟の反感を買つて、一時對外的に甚だ不利な地位に立たねばならなかつた。而して十月八日我が軍が錦州の空撃を行ふや、聯盟の對日惡空氣は頂點に達し、議長ブリアンと我が代表芳澤駐佛大使との論戰物々しく、二十四日の理事會は、「日本軍に對し、十一月十六日迄に鐵道附屬地内に引揚を要求する」決議を、十三對一で表決するに至つた。これは遂に實現せられなかつたが、その後十二月十日の理事會では、我が代表の提議によつて聯盟の調査委員を滿洲に送ることとなり、かくてその真相の分るに及んで日本の立場も追々理解せられ、遂に我が國の要求が殆んどそのまま容れられるに至つた。

尙此の事變に關聯して見逃すべからざることは、此の事變と共に我國民間に於ける一般的愛國心が鼓吹せられ、従つて共產主義等左翼の思想は一時影を薄くし、之に代り新たにファッシヨ思想が擡頭したことであるが、尙それ以上大きな事實は、新たに滿洲國が建設せられたといふことである。而してこの新滿洲國は清朝の廢帝溥儀氏を執政に戴き、新たに共和制を布いて、昭和七年三月九日その獨立を内外に宣言したのであるが、我國も遠からぬ内にこの新國家を承認する模様である。今後に於ける新滿洲國と我が日本との關係如何は、單に我國の利害のみならず、東洋の平和にも多大の影響を及ぼすであらう。

二 帝國議會の回顧

第一節 概 説

過去七年間に、帝國議會は第五十一議會より第六十二議會まで都合十二回開催されたが、その間に内閣は四回の交代を見、議會の解散も三回に及んでゐる。而して此の間、我國の二大政黨たる政友會と民政黨とが交互に政權を獲得し、積極・消極の兩政策が交替に行はれてゐるのを發見する。

既に述べた通り、これは我が國の政治が漸く議會中心となり、立憲の本道に入つて來たことを示すものであつて、近世に於ける政治上の一大進歩として大いに慶賀すべきことである。最近政黨に對する反感の爲め、一時的にもせよ所謂協力

内閣の出現を餘儀なくせられたことは立憲政治の逆戻りとして誠に遺憾であるが、却つてこの機會を利用し政黨を淨化して、憲政有終の美を爲さしめることが必要である。

次に貴族院問題に就いて一言せんに、私が議員に任ぜられたのは貴族院を背景とした清浦内閣が倒れて加藤内閣が成立し、微温的ながら貴族院議員の選舉規則に一部の改正が行はれた後のことであつた。當時は國民一般に貴族院に對する反感が強く、貴族院不要論さへ高唱せられた。然し私の信ずるところを以てすれば、衆議院に於ける多數黨も、或は時の勢に乗じ、或は感情や行掛りに絡み、必ずしも國民の意思を代表せざる場合があるから、かゝる際嚴正に是を是とし、非を非として國政を誤らしめざるやうにするには、どうしても貴族院といふものがなければならぬ。これは單なる理窟ばかりでなく、私の在任七ヶ年の體驗によつて力

強く裏付けられた固き信念である。左ればこそ英・米・獨・佛等の如き歐米先進國も今日なほ二院制度を存してゐるのであるが、私はこの際特に二院制度の必要を経験から痛感したことを強調して置き度いと思ふ。

然し乍ら、現在の我が貴族院制度に改革すべき多くの缺陷あることも勿論認めない譯ではない。私が貴族院議員として立つた目的の一つは實に茲にあつた。而してその後少しづつながら諸方面に改革の實が擧つて來たことは確かである。例へば私の就任當初は、貴族院の意見は少數の所謂領袖によりて左右せられてゐた様であるが、現在では絶對多數の會派たる研究會は、従前の如く一部の政治家に利用せられることなく、會員多數の意見で行動するやうになつて來た。そして貴族院の決議が漸次公正なものに向ひつゝあることは喜ぶべきことである。然し一面に於て二大政黨の對立が激化すると共に貴族院にもその影響が及んで、議員が

漸次政黨化して來る傾向のあるのは、貴族院本來の使命に鑑みて憂ふべきことと思ふ。

第二節 内閣及び政策の變遷

歐洲大戰の終末からその後亘つて我國の政局を擔當したものは原内閣であつて、その經綸の方針は積極政策であつた。大戰によつて現實に經驗せられた國家的競争の意識は、平和克復後も國力恢復の爲めの經濟的競争となつてあらはれたので、我國に於ては政友會がこの情勢に順應すべく軍備の擴張に、或は教育機關の増設に、或は鐵道の敷設に、或は治水事業の完備に、所謂積極政策を剩すところなく徹底させた。大正十二年一月二十二日、時の政友會總裁高橋是清氏が、政友會大會に於て、「財政の基礎を強固にし、同時に教育の改善、社會的施設、運輸交通機關の整備、河川の改修等を始めとし、國力の充實、文化の進展に資すべき施設經綸は固よりこれを等閑に附し去る能はず。此の際徒らに消極退嬰を事とし

て一時の安逸を貪る如きは、悔を後代に貽す所以にして、我黨の斷じて採る能はざる所なり。」と演説したのはこの趣旨をよく表はしてゐる。

これに對して當時の憲政會は、綱紀を肅正して風教を維持すること、物價を調節して生活を安定せしむること、産業貿易の隆昌を圖ること、行財政の整理並に軍備の縮小によりて民力を涵養すること、農村の振興を計り勞働問題の解決をなすこと、社會政策を行ふこと等を擧げ、明らかに政友會と對立して戦後政策の轉換を圖らんとしたのである。

其の後大正十二年の大震災あり、大正十三年には第五十議會に於いて普選案の通過を見ることゝなつて重大なる政治的革新が齎らされたが、その經濟政策に於ては積極・消極相半ばして徹底した國民の判斷は下されなかつた。

惟ふに、世界の各國は大正九年三月の財界反動以來、大體デフレーション政策

を採用して財界の安定策を講じて來たのであるが、我國ひとり、餘儀なき事情もあつたとは云へ、どつちつかずの中に日を過して了つたのは今より考へて寔に遺憾なことであつた。

(一) 加藤・若槻内閣時代

私が初めて臨んだ第五十一議會は、我國多年の積極政策がやつと消極政策へ移る轉換期の議會であつた。然し、戦後未だ充分の整理が行はれて居ない我國の亂脈なる財界を如何に整理是正するかについては、何等確乎たる對策は出來て居なかつた。けれども消極政策により財政・行政の整理を行ひ、軍備の縮小を計る必要に迫られて居たことは憲政會内閣も國民も漸次認識して來た所であつた。第五十一議會半ばにして加藤首相は幽明境を異にするに至つたが、その遺策は後繼首相たる若槻氏によりて繼續せられ、濱口藏相指揮の下に税制整理案は通過したの

である。

昭和に入りて若槻内閣は愈々その經綸を實施すべき秋に至つたが、憲政會内閣の消極政策は時既に遅く、今や時代の實狀は單なる整理といふよりも寧ろ我國民經濟の破綻を未然に防ぐために、何等かの計畫を立てねばならぬことに立到つて居た。この事たるや、國民が經濟事情の實體に目醒め、政府に對して有力な輿論の支持と後援とを與へなくては斷行し難い。然るに未だ財界一般が切迫せる現狀を自覺せず、また政府の方針に對して強力なる民間の支持もない現狀に於いて此の事態に處するには、單獨なる憲政會内閣では餘り弱きに過ぐる憾みがあつた。茲に於て若槻首相の所謂「深甚なる考慮」が約されて二黨首の妥協が成立し、また引續いて行はれた憲本提携により、政治的にも經濟的にも辛うじて局面を維持し來つたのである。併し乍ら、意外な事實より我國民經濟の内情が曝露せられて

昭和二年春の金融大恐慌となり、政治的にも大變化を來したのであつた。

第五十二議會末期の大波瀾を惹き起して財界大混亂の端緒を開き、遂に若槻内閣を瓦解せしめた問題はかの所謂震災手形問題である。震災手形は豫てより我が財界の癌と云はれてゐたが、茲に於て重大なる政治問題と化した。

抑々震災手形なるものは大正十二年九月一日の關東大震災に原因して出來たもので、その翌年三月末日迄に日本銀行に提出して再割引を受け、スタンプを押捺された手形であるが、その額は合計四億三千八百萬圓に及び、内昭和元年末迄に回収決濟せられたものは漸く二億二千四百萬圓に過ぎず、其の殘額は猶豫期間たる昭和二年九月末迄に決濟される見込は到底なかつた。また再三延期せられたその猶豫期間は四圍の事情上それ以上延期する譯には行かなかつたから、政府は茲に意を決し、日本銀行に對して保證せる一億圓の損失は公債交附によつて之を補

償する外、殘餘の一億七百萬圓に對しては年利五分十ヶ年賦で公債貸付をなし、以て震災手形を保有する市中銀行を救済せんと試みたのである。

即ち政府はその整理のため、「震災手形損失補償公債法」及び「震災手形善後處理法」の二法案を議會に提出して其の協賛を求めんとした。この二法案は衆議院に於て委員附託となつたが、政府は手形債務者、關係銀行名、債務額等の資料を委員會から要求せられても頑として之に應ぜず、公表すれば財界大動亂の基となるを以て、唯黙して協賛すべしと無理押しに押しつけたのである。此の間某特殊銀行と某商店との貸借關係が疑惑を生じ、愈々本會議に上程せらるゝや其の審議は頗る紛糾した。特に政友會と實業同志會とは猛烈に之に反對し、一時は前途を危ぶまれたが、憲本妥協の效驗によつて衆議院は辛うじて通過した。

これが貴族院に廻附せられて審議中世論は一層沸騰し、數個の銀行破綻と共に

端なくも腐敗糜爛せる財界の實情が暴露せられて將に大恐慌を招來せんとしたので、貴族院は法案の目的及び時局の重大性に鑑み、二三の條件を附して之を可決した。更に四月十七日、政府は二億圓を限度とする臺灣銀行救済の緊急勅令を樞密院に提出したが、遂に容れられる處とならなかつたので、茲に若槻内閣は總辭職の已むなきに至り、二十日田中政友會内閣が成立した。以下は田中内閣の採つた恐慌對策であるが、昭和金融恐慌の一聯に於ける事實として便宜上此處に述べる。

若槻内閣の辭職と共に臺灣銀行は休業を發表し、十五銀行その他全國各地の小銀行一般に取付騒ぎが起つた。其處で新政府は非常手段として二十二日より三週間のモラトリウムを公布し、其の事後承認を受くると共に危殆に瀕したる我が財界を救済するため、五億圓の「日本銀行特別融通及び損失補償法案」並に二億

圓の「臺灣の金融機關に對する資金融通に關する法律案」を上程すべく臨時議會を召集した。

「日本銀行特別融通及び損失補償法案」は、一般預金者を保護すると同時に混亂せる金融界の安定を期するのが目的であつて、政府は一般民間銀行が預金支拂のため資金を要するときは、日本銀行をして手形割引の方法により公定利率を以て之を融通せしめ、その結果として向ふ十ヶ年間に日本銀行が蒙ることあるべき損失に對しては、政府に於いて五億圓を限度として之が補償をなし、以て日本銀行をして我が財界の救済に當らしめんと企圖したるものである。然るに本法案が衆議院に上程せらるゝや、休業銀行の救済及び補償すべき損失決定の基準、その他補償期間並に融通利率等に關して異議を生じたる外、休業銀行の預金者と雖も一定の條件の下に救済するのが至當であるといふ議論出で、遂に本案は、現に預金

の拂戻停止中の銀行と雖も將來營業繼續の見込あるものに就いては一般銀行同様の救済をなすとの但書を附し、尙別に二三の補足と希望とを差加へてはじめて衆議院を通過したのであつた。

次に「臺灣の金融機關に對する資金融通に關する法律案」であるが、内地財政の餘波を受けて臺灣の金融機關も甚大なる打撃を受け、之が臺灣統治の上に及ぼす影響は決して尠くなく、加ふるに臺灣銀行は爲替銀行として海外との取引多く、之が債務支拂に支障を來たすが如きことあらば我國の對外信用を毀損すること多大であるから、茲に政府は臺灣に於ける諸種の金融機關に對し、日本銀行から融通をなさしめ、それより生ずべき損失に對しては二億圓を限り補償するといふのである。この法案が衆議院へ提出せられるや、當時臺灣銀行は本店を除く外支店は皆休業して居たので同行の休業銀行なるや否やが問題となり、加ふるに同案は

臺灣金融機關融資に名を藉りて一臺灣銀行を救済せんとするものに非ずやとの批難もあつたが、結局原案通り可決せられた。

かくして財界は漸く危機を脱することを得たのであるが、斯る大事件は蓋し、從來日本の經濟界が自律自營の道を歩むことを得ず、徒らに財界膨脹時代の悪夢を逐ふて政府の救済にのみ依頼し、一方政府の財界指導力も弱かつた結果であつて、責は兩者共之を負はなくてはならない。

(二) 田中内閣時代

第五十三議會は財界混沌の中に開催された臨時議會であつて頗る短期間のものであり、また組閣勿々のこととして田中内閣はその抱負を述べる暇もなかつたことは已むを得なかつた。

一體少數黨内閣として立つてゐる以上第五十四議會は何れ解散さるべきであつたが、その解散に先立ち田中首相は、昭和三年一月二十一日の議會に於ける施政方針演説に於て、「併しながら我國財界の現状は單に平靜に歸したるを以て満足すべきではありません。産業も貿易も久しきに亘つて今尙不振を免れないのであります。是れ政府がこの現状に稽へ、内外の時勢に順應して夙に積極進取の方針を定め、國勢の大本を産業の振興に置いて諸般の施設を之に準據せしめ、最善の努力を傾注して國家の隆昌と國民の福利とを圖らんとする所以であります。」と述べ、依然積極政策により景氣恢復を待つ可しとの樂觀論を持し、整理方面には毫も觸れなかつた。

豫定通り議會は解散せられ、普選法による所の從來の政戦に白紙の有權者によつて、政友の積極政策是か、民政の消極政策非かの決定せらるべき秋が來た。その

結果は僅に一名の差を以て政友の勝利となつたが、要するに總選舉の結果より觀れば、日本國民は未だ當時の重大なる論争點を充分理解してゐなかつたのである。

かくて第五十五臨時議會は召集せられたが、政局は必ずしも安定して居らず、反對黨の切崩しや政府の不信任案上程等の抗争の中に閉會となつた。

臨時議會を辛うじて切抜けた田中内閣は民政黨を脱した新黨俱樂部との提携により、稍安定を得て第五十六議會に臨んだ。従つて本議會に於ては比較的純理論と純政策論とが戦はされた。田中内閣は矢張り傳統的の積極政策を基調とし、具體的には自作農創設、地租委譲及び營業收益税の地方委譲、拓務省新設等を立案した。而して政府の豫算並に重要法案は衆議院をば比較的簡單に通過したが、貴族院に於てはそうは行かず、重要法案の多數が否決、若しくは握り潰しの運命に遭遇した。

今貴族院が政友會に對してかくの如く硬化した理由を想像すれば、(一)貴族院議員の多數が時代に覺醒し、自由意志で行動するものが多くなつたこと、(二)優詔問題にからむ田中首相排撃の空氣が濃厚であつたこと、(三)中央及び地方何れも財政の膨脹に悩み居る折柄、田中内閣の積極政策は局面を打開する政策にあらずとする輿論に議員一般の大勢が従つたこと等であらうが、田中内閣が遂に崩壊した直接原因は滿洲某重大事件であつた。

(三) 濱口内閣時代

田中内閣に替つた濱口内閣は、組閣早々臨時議會を召集して議會を解散するのが至當だといふ議論もあつたが、斯る一部の反對を顧みず普通議會を待つことゝし、その間當面緊急の施政方針として十大政綱を發表した。即ち、(一)政治の公

明、(二)國民精神の作興、(三)綱紀肅正、(四)對支外交刷新、(五)軍備縮小の完成、(六)財政の整理緊縮、(七)國債總額の遞減、(八)金解禁の斷行、(九)社會政策の確立、(十)その他の政策、これである。

併し乍ら濱口内閣の諸政策の核心をなすものは、金解禁斷行を目標とする財政の整理緊縮であつた。このことは昭和五年一月二十一日、濱口首相が將に解散さるべき第五十七議會に臨んで行つた施政方針演説に於て「政府は我國財政上の難局を打開し、國民經濟の根本的建直しを行はんが爲め財政を緊縮し、公債を整理し更に國民一般の消費節約を勵行し、以て財界を常道に復すると共に、多年の懸案たる金輸出禁止の解除を實現せんことを決意し、内閣組織以來銳意その準備を整へたのであります」と述べてゐることによつても、充分之を理解し得るであらう。既に昭和四年度豫算の實行に當つては事業の打切、繰延、諸費の減廢等により一

億數千萬圓を節約し、昭和五年度の豫算編成に際しては更に一層の緊縮を加へて、只管金解禁前後の事情變化に順應せんとしたのである。

第五十七議會解散の結果第二次普通選舉が行はれたが、民政黨はその選舉に於て二七三名の壓倒的多數を獲得し、國民絶體の信任を得たので、茲に既に公表せる經綸をば自由に行ひ得るに至つた。斯くして四月二十三日より第五十八議會は開かれたが、濱口首相はその施政方針演説に於て、(一)倫敦海軍條約に就ては、他國を脅威せずまた他國より脅威を受けざる方針をもつて協議を進めたこと、(二)日支通商條約の改訂に於ては、多年の懸案たりし關稅條約のみ成立したこと、(三)義務教育費國庫負擔は、市町村稅の輕減緩和のため必要であること、(四)産業の合理化に就いては、産業合理局、觀光局を設け國產獎勵をなすこと、(五)社會政策として職業紹介所の設置、(六)肥料政策の樹立、等のことを述べた。之に對

し反對黨の嚴重なる質疑もあり、又海軍條約の批准に關して一時樞密院及び軍部方面との間に緊張した事態も生じたが、有力なる輿論の後援があつたので比較的容易に之を切抜けることが出来た。

然し一體濱口内閣の使命が金解禁にあり、その解禁が恰も同時に襲ひかゝつた世界不況と相俟て深刻なる不景氣を招來したとするならば、内閣の政策も前途も一に懸つてこの不景氣對策にあるのであるが、これこそは實に容易ならぬ困難な問題であつた。遂には不況の深刻化をば一途に内閣の政策の責として呪咀する者すら生ずるに至り、誠心謹嚴なる濱口首相は蒙昧なる一兇漢の狙撃を受けた。

第五十九議會は濱口内閣が成立して以來一年有半にして初めての長期の通常議會であつて、此處に於てその間の諸政策は縦横に批判せられたが、その狀況については後に述べるであらう。

(四) 若槻内閣時代

濱口首相遭難のため民政黨顧問若槻禮次郎氏が再び出馬を促がされて、茲に民政黨内閣は繼續することになつた。若槻内閣は濱口内閣の整理緊縮政策の後を承け、且つ之と照應して行政・財政・稅政の所謂三制整理の實行を急務とした。之を援助するため、更に又産業對策、農村對策、議會の淨化等を調査研究するため民政黨政務調査會は六つの特別委員會を設置した。なほ之と別に國政改革調査委員會、海外政策調査委員會等をも設けたが、これ等の諸特別委員會の中最も重要な役割を演じたものは勿論三制整理の委員會であつた。此等の委員會は再三會合論議の結果、政府の意向をも參酌して原案を決定し政府の指針に供した。

行・財政整理の一つとして官吏減俸問題がある。既に一度昭和四年十月濱口内

閣の時官吏の減俸が企てられたのであつたが、諸方面の反對が多く結局「世論の趨向に顧み、これを取止める」ことゝせられた。然しその後不景氣は頗る深刻化し物價が著しく下落した爲め、官吏と私人との間に所得の不公平を生じ、一面財政上の赤字は益々増大して行つたので、此處に官吏の減俸を斷行することにした。之に對しては官吏が結束して頗る猛烈に反對した爲め、妥協により辛うじて危機を拾收し、昭和六年六月一月から兎も角實施することゝなつた。

昭和六年九月英國の金本位停止により我が海外資金は少なからず英國に釘付けせられたが、之がため爲替資金に不足を來し、又一方同時に勃發した滿洲事變により外貨邦債が激落したのでその買付も行はれ、兩々相俟つて我國の金は盛に流出し初めた。之により我國も亦金輸出を禁止するに非ずやとの疑念を生ぜしめ、爲めに金の流出は一層激しくなつた。政府は斷然立つて金本位維持を聲明し、飽く

まで弗爲替を賣向つたので金利は著しく昂騰し、年末を控へて經濟界は少なからぬ困難に陥つた。これ等の事情については尙別項に詳しく述べる筈である。偶々意外の事件より若槻内閣は瓦解し、既に金輸出再禁止を聲明してゐた政友會内閣が之に代つた。

(五) 犬養内閣時代

犬養内閣が成立するや、民政黨の消極政策の行詰りを打開する爲め直ちに金輸出再禁止を斷行し、同時に兌換停止をも行つて我が經濟を世界經濟から絶縁し、積極政策によりて國內に於ける産業の振興を計ることゝした。

新内閣の第一の問題は新しき昭和七年度豫算の編成であつたが、第六十議會開會を旬日の後に控へて前内閣の作成した豫算に根本的な變革を行ふ餘裕はなく、

唯二、三の點につき修正を加ふるに止め、新規事業は之を追加豫算に於て詮議することとした。斯くて第六十議會は昭和六年十二月二十三日召集せられ、越えて翌年一月二十一日の休會明け議會は豫想通り解散となつた。

選舉戦に對する政友會は「景氣か不景氣か」「不景氣退治の此の一戦」「景氣を作る正しき一票」等をスローガンとし、「産業五ヶ年計畫」を含む例の十大政綱を振りかざして、飽くまで積極的攻勢に出で、三百四名獲得といふ空前の大勝を博した。そこで犬養内閣は、未曾有の大與黨を擁して三月二十二日より開かれた臨時議會に臨み、大した波亂も見ずに之を切り抜けたのであるが、犬養内閣の積極政策は組閣以來諸種の事件のため明確に具體化せらるゝ暇なく、例の首相遭難事件によつて齋藤内閣に席を譲つたのである。

(六) 齋藤内閣時代

犬養首相の兇變等に現はれた世相の險惡は今更ながら世人を驚かした。内外共に日本は今確かに重大な局面に臨んでゐる。かうした不安な時局を現在の政治家中果して何人が擔當し得るか。これが過般の政變の中心問題であつた。陛下の御下問に對し元老西園寺公が一週間近くに亘り熟慮に熟慮を重ね、嘗て前例なき慎重さを以て奉答申上げたことのみを以てしてもこの情勢を知ることが出来る。斯くて遂に選出されたのが齋藤子であつた。齋藤舉國內閣が經濟界の不況打開とか滿洲問題とかの從來行き懸りの政策問題ばかりでなく、先づ人心の不安を除去することに全力を注いだのは極めて當然であつた。又今回の不祥事件に關聯して軍規の肅正と黨弊の革新を計ることも重大な使命に違ひなかつた。

豫期せざるに突如組閣の天命を受けた齋藤子の内閣が、財政・經濟政策その他

に於て未だ確固たる具體的な方針を示し得ないのは已むを得ない。然し高橋藏相が犬養内閣時代よりの引續きであるから、現下の財政經濟状態に處する緊急方策は大體前内閣のものを踏襲する筈である。行詰れる財界を救ふための兌換條例改正案、關稅改訂法、絲價安定法等相當重要な法案をもつた第六十二臨時議會は、金輸再禁止の善後處理に關する討議を中心に可なりの波瀾を豫想せられたが、純然たる反對黨なき舉國一致内閣であるがために議事は比較的平凡に終つた。唯然しこの議會の進行中、院外より澎湃として盛り上つて來た農村救濟運動は、政府及び議會に對し多大の衝動を與へ、近き將來臨時議會を開いて之に善處することゝなつた。

(七) 二大政黨の政策の對照

以上述べ來つた所は内閣を中心としたる政策の變遷であるが、議會内に於ける我國二大政黨たる政友會と民政黨との政策を更に分析列舉して、その詳細を比較對照して見やう。勿論國民同志會、革新黨、無產政黨等の諸政策を述ぶる必要もあるのであるが、それ等は政民兩黨の何れかに近きものであるか、或は議會内に於て未だ勢力微々たるものであつて、直接我國の主要政策を形造るものではないから茲には特記せざることとする。

一、政友會の積極政策

政友會の傳統的政策は積極政策とせられて居るが、その最も華やかなりしは大正七年九月から十一年半ばまでの政友會内閣時代、及び政友會の支持した加藤友三郎内閣までの前後五ヶ年間であつた。

この時代にかゝる政策を大々的に行つたのは、一面に於て當時迄に蓄積せられた豊富なる財力に恃み世界經濟と絶縁せる一國限りの繁榮を夢みたる爲めであり、他面また保護政策に過當の價値を置いたからである。而して我が財界が歐洲大戰後の反動に際して姑息なる彌縫策によりその根本的整理を回避せんとしたるに對し、政府も亦之に和して關稅の引上、獎勵金の交附、その他諸種の救済によりインフレーションを續けながら輸出の促進を計り、海外の市場を獲得して戦後膨脹したまゝの生産力を維持しやうと志したのであつた。

民政黨内閣の努力の下に金解禁が行はれ、世界的デフレーション時代に入つてからは、政友會は不景氣對策の一項目として所謂「産業五ヶ年計畫」を提案した。この五ヶ年計畫はその後幾らか宛内容に變化を來してゐるが、大體今日に於ける政友會の根本的産業方針である。

(イ)高物價政策

大正七八年より九年の初めにかけて我國の物價は非常な勢で騰貴したが、之に對し時の政府は何等の調節策も講じなかつた。大正九年第四十二議會に於て、政府に對し貴族院の各派が一致して物價騰貴を警告したとき、原首相は、物價騰貴の原因は外國貿易であるから根本的に物價下落を策するならば外國貿易に制限を加ふる外はないが、これは國家の大局から見ても不可であると答へた。

九年三月の反動以來世界の物價水準は漸次低下し初めたが、我國に於ては財界恐慌に對して政府及び日本銀行が約三億圓の救済資金を放出したこと等により比較的下らなかつたのみならず、政府は進んで高物價を支持せんとした。十一年の議會のとき貴族院に於て、内外物價の開き大なることを指摘し、政府は物價引下の必要を認めざるやとの質問があつたが、政府は之に對し「政府の力で物價を上

下することは出来ない」と答へ、又別に「物價が高いのは國民に購買力があるからである」と樂觀した。

尙政友會政府は爲替政策に於ても物價維持に努め、年々増加する入超の決濟は在外正貨の拂下げによりて之を賄ひ、國內に於ては依然通貨膨脹を續けた。

元來積極政策が高物價を齎す傾向のあるのは當然であるが、その高物價は金解禁下に於ては外國貿易の調節作用により所謂景氣の循環を來して再び元へ戻る傾向がある。だから積極政策は金解禁下よりも金輸禁止の下に於て最も之を行ひ易い。犬養內閣の行つた金輸再禁止の意義の一半は此處にある。

(ロ)食糧政策

政友會內閣の産業立國策中最初に時局問題となつたものはこの食糧政策であつた。

大正七年の米騒動の後を受けて大正八年の議會は米價騰貴の問題を中心に、食糧問題を大いに議論した。政府は一般物價の騰貴時代に於て米價のみを下落せしむるは困難であるが、外米輸入等の方法により數量的調節を採るべしとした。尙將來の供給を豊富にするため、當議會には開墾助成案並に耕地整理法中改正案が提出せられた。前者は食糧問題の永久的對策として計畫せられたものであつて、その後十五年間に全國二十五萬町歩の土地を開墾せしむる目的の下に、五十町歩以上の集團地に向ひその開墾業者に年六朱の助成金を交附すべく、國庫は之がため五千萬圓を支辨するといふのであつた。

最近の五ヶ年計畫に於ても、政府が適當なる保護獎勵策を採用せば農産・水産及び林産に於て年額四億圓の自給及び増産を圖ることは敢て難事でないとし、米の如きも勿論需要全額の自給を目標に置き、近き將來に於て國家統制を行はんと

するものゝ如くである。

(ハ) 鐵道・道路建設政策

産業の發達に伴ひ交通・運輸の施設は當然に増大しなければならぬ。我國の交通政策が俄然發展しはじめたのは大正七年以降であつて、その翌年には鐵道省の新設となり、現在の鐵道法規は殆んで總て當時の立法に成るといつても差支へない。

政友會内閣は、大正十年第四十四議會に於て尤大なる新線建設計畫を提案しこれが協賛を求めた。該計畫は一四九線六千三百哩に及び、その費用は十二億六千萬圓を算するものであつて、衆議院は通過したが貴族院に於て停頓し、翌十一年の第四十五議會に再び提出されたときも、該計畫は地方民を釣る餌なりといふ非難があつたが、兎も角無事に兩院を通過して鐵道敷設法となつた。

又道路に關する統一法規の制定も多年議會の懸案であつたが、大正八年議會を通過し、この道路法と關聯して都市計畫法並に市街地建築物法の制定も行はれて漸次我國の膨脹時代にふさはしき種々の擴張事業がその緒についた。

(ニ) 高等教育機關擴張策

政友會の積極政策の一として大正八年高等教育機關の擴張が策せられた。

大正八年度總豫算追加案第二號として、その擴張財源に就いて議會の協賛を求むるに際し、高橋藏相の説明は、「本案は高等學校の創設及び擴張に關する經費に屬し、總費額四千五百五十餘萬圓を大正八年度以降六ヶ年間に支出するものにして、八年度要求額は二百九十餘萬圓である。計畫の内容は學校の創設、擴張及び教員養成を骨子として、之に隨伴する事務費を計上したるものであるが、該計畫に對し畏くも御内帑金一千萬圓を下賜相成るべき御沙汰を拜したるにつき、御下

賜金及び公債又は借入金をもつて之を支辨する計畫を立てた。御内帑金は毎年二百萬圓宛五ヶ年に亘りて下賜さるゝ御沙汰故、八年度に於ては九十餘萬圓支出すべき計畫である。」といふのであつた。

これに對し貴族院に於ては、高等教育の擴張を急ぐよりは小學、中學の整備を計る必要なさやといふ質問あり、一方その擴張財源を公債、借入金に求むることに對して非難もあつたが、兎も角も承認を経たのであつた。

高等教育機關の擴張問題に關聯して、當時また所謂學校昇格問題が勃發し、貴族院に於ても教育界に此の種の運動の捲起りたるは思想・道德・風紀上面白からずとの決議案を提出した程であつた。

(ホ)軍備擴張問題

歐洲大戰後各國の形勢混沌として未だ戦後の反動を経験しない間に、我國に於

ては「時勢の變遷に應じ、又歐洲大戰の經驗に鑑みて」尨大なる軍備の擴張が計畫せられた。即ち陸軍は平時と戦時とに於ける兵力量の區別を撤廢して師團の編成を修正し、戦時四十一ヶ軍團をもつて戰略單位とするものであり、又海軍は所謂八ヶ艦隊に尙一隊を加へて三艦隊に擴張するものであつて、之には當然増税を必要としたから、原内閣は大正九年所得税、酒税の増徴を行ふてその財源に充つることとした。然しながら翌大正十年の第四十四議會には、當時既に海外に於て大勢となれる軍備制限に關する提議を爲すもの現はれ、ワシントン會議以後は寧ろ軍縮が議會の大勢となるに至つた。

二、民政黨の消極政策

歐洲大戰後諸外國は何れも財政整理に専心したことは既に述べた通りであるが、

此の時分我國に於ては政友會の制覇時代であつて、専ら積極政策を採り來つたのであつた。そして消極政策を標榜する憲政會の時代は容易に來なかつたが、時代の大勢は漸くインフレーションを去つてデフレーションへ轉化するに至り、輿論も亦遅れ馳せながら整理の必要を認めるに至つたので、茲に憲政會の擡頭となつた。昭和金融恐慌に失敗して一時政友會内閣にとつて代られたが、昭和四年再び覇權を握つて以來その消極政策を行つた。以下數項に亘つて民政黨の消極政策を簡単に説明して見よう。

(イ) 財政・税制の整理

民政黨はその在野時代から財政の整理緊縮を主張して來たが、愈々大正十四年護憲内閣の後を承けて單獨内閣を組織するに及び、第五十一議會に臨んだ濱口藏相はその整理緊縮の方針として(一) 行政・財政の整理緊縮 (二) 公債の新規發

行減縮と非公募方針の二つを擧げた。

税制整理に於ては、先づ第一に直接國税は大體現制度の儘とし、一般所得税を中樞に之に適當なる改良を施し、地租に於ては田畑地價二百圓迄は免税とする外、營業税を廢止して之に代ふるに營業收益税を以てし、又新たに資本利子税を設けて租税の體系を備へることにした。第二に通行税、醬油税、賣藥税を廢し綿織物に對する織物消費税を免除して中流以下の國民の生活負擔を輕減することとし、又第三には相續税及び酒造税を引上げ、清涼飲料税を新設する等諸般の改廢又は新設を行つた。之によつて差引減税となるは僅かに八百三十萬圓に過ぎなかつたが、兎に角從來増加の一途を辿つて來た租税収入が、假令少額にしる減少に轉じたといふことは、正に收縮政策への第一歩であつた。昭和四年濱口内閣がその十大政綱中に「財政の整理緊縮」を掲げて之を強行し、その後を承けた若槻内閣も

所謂三制整理の實行に努力したこと等については前に一言せる所である。

公債政策については、第五十一議會に於て一般會計及び特別會計を通じて一億五千萬圓にとゞめ、且つ市場に於て之を公募せざることをした。昭和二年金融恐慌の關係によつて公債額は已むなく増加を見るに至つたが、昭和四年濱口内閣の成立以後は斷然非募債方針を維持した。

(ロ) 通貨政策と金解禁

第五十一議會に於て濱口藏相は「大正十四年の財界は、官民一致協力よくその整理恢復に努めたるも、未だ不振の域を脱するに至らなかつた。けれども之を前年即ち大正十三年に比すれば、財界の各方面に幾多の重要な變化を生じた。先づ大正十四年の外國貿易は、輸出二十三億五百餘萬圓、輸入二十五億七千二百餘萬圓、合計四十八億七千八百餘萬圓にして、輸出入額共に我が貿易史上の最高記

録を示したが、輸入超過は二億六千七百餘萬圓にして前年に比し實に三億七千九百餘萬圓を減少し、貿易改善の跡極めて顯著なるものを示した。外國爲替相場も主として貿易好轉の影響を受けて漸次回復の歩調を辿つた。即ち對米相場は大正十三年十一月以降三ヶ月、三十八弗二分の一の低位を持續したが、その後徐々に回復の大勢に轉じ、本年一月十八日遂に四十四弗四分の一に上つた。これを一年前に比すれば、實に五弗四分の三の回復に當る」と述べ、一時の遺線によつて生じた爲替相場の小康を樂觀した。その翌年には輸出入共減退し、入超は三億三千万圓を超したが、それにも拘らず爲替相場が漸騰したのは政府の人爲政策によるものと思はれた。

而して片岡藏相が震手法案を第五十二議會に提出した時も、金解禁の前提たる財界整理の手段であると説明したが、實は民間の整理は一向に進展せず、寧ろ金

解禁速行論に怯えて大破綻に陥つたがため、金解禁は一時延期の已むなきに至つた。それが昭和三年秋に入つては東京の金融業者間に金解禁促進の申合せが行はれ、昭和四年には各地の商工會議所に於ても解禁斷行の申合せが爲さるゝに至つて、氣運だけは稍乗つて來た。

金解禁は結局通貨問題である。これまで離れてゐた金と通貨の聯絡を回復する爲めには諸般の準備が必要であるが、就中國際收支の改善は最も必要である。昭和四年七月濱口内閣の成立したとき、世上の機運を察して遂にその十大政綱の中に金解禁速行を聲明したのは、政治的に見れば已むを得なかつたものであらうが、金利、爲替相場其他の情勢から見れば必ずしも適當な時機と云へなかつた。尙これは結果から云ふのであるが、解禁と同時に世界不況が襲つたことは益々解禁の時機を不利ならしめた。兎に角かくして金解禁は行はれたが、その影響及び再禁

止に至つた事情については屢々他の場所で述べてゐる通りである。

(ハ) 社會政策

第一次の普選施行後民政黨は、時勢の變化に促がされ十大政綱の一として社會政策に關する意見を發表した。

既に第五十一議會に於ても時の首相加藤高明氏は、「各種産業の發達に努力すべきは勿論であります、同時に又諸般の社會的施設を行ふことを必要とするのであります。これを以て政府は、一面に於ては生産の増加並に貿易の發展に關し、或は從來の施設を擴張し或は新たなる計畫を立て種々劃策する所がありますが、他の一面に於ては久しく問題になつて居る健康保險法の實施を期しまして、所費を來年度豫算に計上致しました。而して新たに労働組合法、労働爭議調停法の制定並に治安警察法改正の必要を認め、夫々法律案を提出することに致して居

ります。蓋し労働問題は内外の情勢に伴ひ近來著しく重要な度を加へまして、之が對策は緊要なる政務の一つであります。」と述べてゐる。

右の中健康保險法の實施は認められたが、労働爭議調停法、労働組合法等は兩院を完全には通過しなかつた。而して此の労働組合法案についてはその後民政黨に於て別個の案を作成し、労働爭議調停法と共に第五十九議會に提出せられたが、衆議院を通過しただけで貴族院に於て審議未了に終つた。尙小作法案も亦同様の運命におかれた。多年の要望たりし救護法は昭和七年一月から實施せられることになつたが、第五十九議會に提出せられた案件の多くは審議未了に歸した次第で、民政黨の社會政策は當初の標榜ほどの成績を擧げ得なかつた。

(二) 關稅改訂と輸出獎勵策

我國の關稅政策は、既成政黨の間にあつては共通な問題であつて、何れが保護

貿易主義であるか自由貿易主義であるかは判然しないが、何れかと云へば保護的色彩は民政黨よりも政友會に於てより鮮明なりといふことが出來よう。

第五十一議會に於て憲政會内閣は、産業保護と收入増加とを目的として關稅定率法改正案を提出した。然し實は貴衆兩院の多數は政府以上に産業保護を要望してゐたのである。第五十五議會に於て政友會内閣は小麥、木材等の關稅を引上げ、又第五十八議會に於て民政黨は輸出補償法を提出して輸出の振興、國際收支の改善に資せんとした。然し之等の保護政策は何れの政黨に固有といふ譯ではなく、唯時の事情と機會の問題であつて、この點兩政黨間にはつきりした對立はないといつてよからう。

第三節 輿論の推移

素々議會政治は輿論の政治である。殊に政治的デモクラシーの思想が歐洲大戰後の世界を支配するに至つてより、我國に於ても之が影響を多大に受けて、漸次輿論が議會に對する重要な役割を演ずる様になつたが、昭和三年二月二十日、はじめて普通選舉が行はれてより、此の傾向は益々顯著になつた。

依つて今左に、過去七ケ年間に於ける政治上の重要問題について、輿論が如何に動いたかを辿つて見よう。

(一) 普選と輿論

普通選舉法は大正十四年五月五日、加藤聯立内閣の下に公布せられ、昭和三年

二月二十日、田中内閣の下に第一次の實施を見たのであるが、これが其處までに至つたのは全く輿論の力であつた。

歐洲大戰後の世界に於ける政治的デモクラシーの思想は我國へも輸入せられて、民本主義による憲政有終の美が論ぜられたが、それは忽ち時代の反響を得た。而してそれが普選獲得運動を産む直接酵母となり、その後各種の聯盟諸團體によりて遂に街頭に齎らされるや、應てまた議會内にも反響して種々の普選案を見るに至つたのである。

大正八年十二月二十日開會の第四十二議會に於ては、憲政會、國民黨及び普選實行會の三派によつて各々別個の普選案が提出せられたが、輿論の鞭撻により委員會に於いて協調し、これをもつて時の政友會政府にあつた。然し原首相は普選尙早論を唱へ、民意に問ふと稱して議會を解散したのである。

その後大正十二年一月二十日、加藤(友)中間内閣の下に第四十六議會が開會中、東都の各言論機關の代表者等は第一回の記者大會を開き、共同一致の下に普選獲得運動を開始したが、更についで同二月十八日を期して全國記者大會を催し、普選の實行せらるゝまでは協力一致して筆權の威力を振はん事を誓ふや、これが後には貴族院を背景とせる清浦内閣に反對して政民兩黨の護憲運動となり、その勢に乗じて遂に加藤(高明)内閣の時普選案は初めて貴衆兩院を通過したのである。而して第一次第二次の普選の際一般新聞が輿論を代表して如何に活動したかを知らるために、その共同宣言なるものを左に掲げて見よう。

共同宣言

議會解散せられこゝに普選最初の總選舉が行はれることになつた。多年普選を主張し來つた下名各社はこの劃期的選舉法の實施に際し、これを自由公正に行は

しむることについて重大なる任務を感じざるを得ない。何となれば、新有權者をしてよく有効に權利を行使せしめ、國民の政治的良心を反映せしむるにあらざれば議會の面目は一新されず、普選の意義空しいからである。昨秋府縣會選舉の結果を見れば、普選をしてこの光輝あらしむるためには國民自ら官權金權の干渉と投票の買収とを排して、選舉の自由と投票の神聖とを擁護せねばならぬ。殊に新選舉法がその一大眼目として設けた選舉費用の制限は、從來政界腐敗の原因が選舉に多額の費用を要するより來れるに鑑み、その意義の重大にして實行の緊切なるを感ずるのである。思ふに我が憲政の將來は一に今次選舉の結果にかゝる。この機會に際し吾人積年の主張を終りあらしめ、もつて昭和新政の光榮を分たんとを敢て此所に宣言す。

昭和三年一月

(二十一新聞連名)

共同宣言

普選最初の總選舉に際し下記各社は平素の主張に顧み、普選の精神を顯現せんことを期して共同宣言を試みた。今や機會は再び來た。吾人は全國の有權者が自由公正にその投票權を行使し、憲政の進歩に貢獻することの最も緊要なるを痛感し、極力官權金權の干渉を排して以て選舉の自由と神聖とを擁護せんことを期す。特に普選の眼目たる選舉費用制限の一事は政界腐敗の根元を痛斷するものにして、切にその勵行を期すべく、更に政黨自ら選舉の革正を唱へながらその誠意を疑はしむるが如き態度あるに對して、嚴に之を監視すべきは勿論、又かの政界淨化その他の美名にかくれて政黨政治を亂さんとするが如き行動に關しては、吾人斷じて之を排撃せんことを敢て此處に宣言す。

昭和五年二月十二日

(十九新聞連名)

(二) 金輸出解禁及び金輸出再禁止と輿論

我國が初め金輸出禁止を行つたのは大正六年九月寺内内閣の時で、當時は殆んど何れの國でも金の移動を人爲的に管理することを必要とし、金輸出の自由を與へなかつたのである。然し大正八年六月米國が金解禁を行ふや、我國にも亦これが問題とせられた。當時我國は巨額の正貨を保有して居り、米國解禁直前は五十二弗の相場を示してゐた程であるから解禁には頗る好都合であつたのであるが、我が財界は目前の好景氣に酔ひ、斯ることを餘り問題としなかつた。九年の財界反動以後貿易は入超續きを示したが、爲替相場が本來の姿を現はし初めたのは震災後政府が在外正貨賣却による人爲的維持策を抛棄して以後のことであつた。其後一高一低を辿つて、昭和二年恐慌前の如きは著しき急騰を見せたが、之が却つ

て財界に悪影響を及ぼし、再び解禁の機会を失はしめたことは既に前述せる通りである。

昭和三年春恐慌後の財界が一段落を示し、金融市場は頗る緩漫となつたので、この金融緩漫より来る遊資の處分難を緩和し中間景氣を未然に防ぐには、金解禁を斷行して過剰資金の調節を計るより外に途なしとの見地から、解禁問題は再び擡頭し、各方面に決議が行はれたりなどして一般の輿論となつたが、政府は遂に斷行するに至らなかつた。

濱口内閣成立のとき四圍の形勢は寧ろ金解禁に不利であつたから、特に輿論が之を要望したといふ譯ではないが、金解禁が經濟界の常道であることは既に一般の常識であり、これまで爲替の動搖によつて散々苦しめられた財界は機會さへあれば解禁を待ち望んでゐたのであるから、正貨政策の行詰、英貨公債の借替等の

難問を控へて遂に金解禁を標榜した濱口内閣が出現したとき、輿論は之を頗る歓迎したのであつた。又その任に當るべき井上藏相は金融精通家であつたから、一般民衆も安心して事を託した。斯くして昭和五年一月十一日我國は十三年振りに金本位を回復したのである。

多年の懸案であつた金解禁が行はれて以來正貨の流出が相次いだ。素よりある程度の正貨流出は當然のことと考へられてゐたが、解禁當時十億五千八百萬圓を算した我が正貨準備は、既に六月末迄に二億二千萬圓以上の流出を見て、流入差引八億七千百萬圓となり、早くも金輸出禁止論が現はれるに至つた。その主要論點は、金解禁により貨幣價值が急激に騰貴した爲め債務者は不當の壓迫を受け、失業は増加し、一般不況は一層深刻になつたから、之を防ぐ爲め金輸出の再禁止を行ひ、爲替相場の自然的安定を待つて平價切下解禁を行ふべしといふにあつた。

然し財界、學界の有力者は之に反對し、正貨流出も一段落したので、此の再禁止論も一時影をひそめた形であつた。

我が金解禁以後世界的不況が之に競合して、物價の急落に貿易の不振に、財界の不安は犇々と迫つたが、昭和六年九月英國が金本位を停止して以來、事態は一層複雑になつて來た。即ち英國に釘付けられた爲替銀行の資金が莫大に及んだ爲めこれら大銀行は爲替資金に不足を來し、弗爲替を買付けた一方、同時に勃發した滿洲事變により外貨邦貨が激落した爲めその買付亦盛となつて續々金の流出が行はれるに至つた。之等の中には資本逃避の意味の買付もあつたことは勿論である。而して所謂弗買の額は、後に犬養内閣が成立してから發表せられた處によれば、昭和五年七月末より再禁止に至るまで約一年四ヶ月間に七億五千四百萬圓の巨額に及び、その大部分は英國の金本位停止以後に屬するのである。而してこの

間正貨現送額は四億四千五百萬圓、内昨秋十月三日より十二月十二日迄の分のみにて實に三億三千四百萬圓に上り、解禁當初十億五千萬圓以上を算した日本銀行の正貨準備は、其後二ヶ年にも足らざる昭和六年末には四億七千萬圓以下に激減してしまつた。

之より先、正金銀行は正貨流出を防止する爲め爲替の對銀行賣を停止したのみならず、一般商人に對しても極力制限する方針を採つたが、それにも拘らず正貨の流出は依然として止まず、一般の輿論も漸く金輸出再禁止に傾いて來たので野黨政友會の犬養總裁は金輸出再禁止に就ての聲明を爲してゐた。そこで民政黨内閣が經濟界恐慌状態の中に突如瓦解するや、その後を承けた政友會内閣の高橋藏相は直ちに金輸出再禁止を行つた。之により曩に弗買ひをなした財閥は驚くべき巨利を博することとなり、従つて之を難ずる輿論は犇々として一時は全社會舉げ

てこの問題のために眼を見張つた。當時の井上藏相、團男等が後に不慮の災難に遭遇したのも、直接間接之等の事情に關係して居たことは勿論である。

(三) 政黨淨化と輿論

過去數ヶ年間に漸く政黨政治が確立して議會中心主義の政治となつたのは喜ぶ可きことであるが、その反面に又既成政黨の間に漸次醸成せられ來つた弊害も認めない譯にゆかない。

立憲政治の下に政黨相對立し、各自その政策に基いて所信を闘はすことは當然の現象であつて何等異とするに足りないのみならず、その運用にして宜しきを得れば實に公正なる國政の遂行を可能ならしめるものであるが、近時動もすれば黨争の餘波が中央・地方の行政に累を及ぼし、世人をして立憲政治の前途に危惧の

念を抱かしむるに至つた。弊害の甚しきは黨利黨略に出發した政權の獲得、選舉干渉、投票買収等であるが、就中選舉干渉、買収を敢行せんが爲めには地方長官や警察官を大々的に更迭せしめ、斯くして更迭せられたる官吏はまた政黨の意を迎へて之に媚びる。一方また選舉に多額の費用を要するところから政黨幹部は之が調達の爲め利權を漁り、益々政界を腐敗せしめるのである。

斯る黨弊は識者の夙に之を認めて再三警告を發してゐた所であつたが、既に膏盲に入つた宿弊は容易に改まるべくもなかつたので、議會に愛想をつかした方面では色々な運動が行はるゝに至つた。その最も顯著なものが昨年秋滿洲事變と相前後して急激に擡頭した所謂ファッショ運動である。此の運動の是非は扱ておき、我國に於ては特に之が軍部との連絡を得て今や異常な潜勢力となつて來た。之には然し、政黨の壓迫に對する軍部の不平、農村の疲弊等に乗じて巧妙なる煽動を

行つた共產系の活動も見逃してはならない。而してかの井上、團氏等の遭難は實に過激極端なるファッシ運動の前衛戦であつて、遂には去る五月十五日に於ける帝都未曾有の不祥事件となり、爲めに犬養内閣は瓦解した。その後繼内閣が過去數年の間に漸く完成の域に達した憲政の常道を破つて、齋藤舉國一致内閣となつたのは、所謂國家非常の時であるとは云へ、既成政黨に對する國民一般の反感が如何に強きかを證明するに充分である。斯る時に當り國家の將來に就て悲觀論を唱へる者も生じて來た程であるが、抑々我國民性が全體として極端に走らず調和して行く長所のあることは、歴史的に幾多の事實が證明してゐる所であるから、現在の思想混亂は却つて今後政黨や軍部がその本分に立歸つて大いに改むる動機となるであらう。

(四) 農村及び中小商工業救済問題と輿論

最近の二、三年は經濟的に見て我農村空前の受難期である。これ迄農村對策の論議せられ、具體化せられたものもあるにはあつたが、その效果に至つては殆んど見るべきものがなかつた。昭和五年の金解禁は未曾有の繭價及び蔬菜價格の暴落を齎して農村の困難を著しく加重したが、偶々同年秋の全國的豊作は米價の慘落となり此處に完全に我が農村を困憊の淵に沈めた。

農産物價格の低落による農業經濟の悲況は實に世界的現象であるが、就中我が國農家の打撃は甚だしく、茲に種々の農産物價格政策が唱導せられ、又農家の負債整理が考究せらるゝに至つた。然し實を云へば、農村問題は餘りに廣汎にしてその據つて來るところは頗る複雑であるから、對策の必要は痛感しながらも實行は動もすれば忽せにされ勝ちであつて、斯る間に難境は益々進展して行つたので

あつた。

ところが最近の第六十二議會開會中地方農村の代表者が帝國農會に參集し、農村の窮乏に對する對策を協議して、政府及び各政黨を歴訪し、農家負債の整理、農家の負擔輕減、農産物の價格維持外六件を陳情請願したるに端を發し、農村救濟の聲は怒濤の如く全國津々浦々迄鳴り響いた。議會内に於ても俄然之が中心問題となり、畏くも陛下には後藤農相及び齋藤首相を別々に召されて農村の狀況につき種々御下問があつた。

然らば政府として此の實際断行すべきことは何であるか。その第一は農村負債の苦痛を緩和するに就いて相當思ひ切つた援助を與へることである。農村負債の總額は五十餘億と稱せられてゐるが、農家の金錢收入が著しく減少してゐる此の際、その元金償還や利拂ひが甚だ苦痛であるのは當然である。政府は取敢へず四、五

億圓の預金部資金を動員して、之を農村の高利債整理及び生産資金に充つる案を立てた。之を手緩しとして一部には農村モラトリウムも提唱せられ、又政友會は平價を五分の一に切下げる決議案を議會に提出するとの事で世間を驚かしたが、之等は社會經濟上極めて過激複雑なる影響ある問題で無條件に行はれ得べきことではない。この平價切下問題で政府及び政民兩黨の間に相當紛糾を見たが結局妥協成り、農民救濟決議案として政友會の提出せる案が満場一致を以て可決せられた。即ち左の通りである。

「政府は現内閣成立の使命に鑑み、時局匡救に適切なる經濟施設と人心安定の對策を遂行する爲め、なるべく速かに更めて臨時議會を開き、通貨流通の圓滿、農村その他の負債整理、公共事業の徹底實施、農産物その他重要産業統制等に關し必要なる各般の法律及び豫算案等を提出すべし。右決議す。」

斯くて農村救済問題は次期議會の問題として遺された。

現今の深刻なる不況下に喘ぐはひとり農村ばかりではない。大小都市に於ける中小商工業者も亦全然同様の慘狀におかれてゐることは衆知の事實である。企業經營の規模が擴大し、生産が大量化への一途を辿る今日、その配給組織も必然的に大規模化され合理化されて行くのは云ふまでもない。既に以前から大工場や百貨店の脅威を受けつゝあつた中小商工業者は、今次の不況で一層慘めな境遇に突き落され、將來の存立に就て多大の不安を感じると同時に、政治的反感をも抱きはじめた。彼等の最も苦慮しつゝある所は、やはり農村と同じくその莫大なる負債である。中小商工業者の負債は總計二十五億圓と推算せられてゐるが、之等過去の重き負擔の上に消費減退、商取引不振の爲め、働いても働いても前途に光明を認めることの出来ない状態にある。

從來と雖もこの中小商工業の窮境を如何にするかは屢々問題となつて來たのであるが、今般農村救済の輿論が澎湃として沸き上るや、その一部として中小商工業者の救済も眞剣に叫ばれた。去る議會に於ける政友會提出の決議中「農村その他の負債整理」とあるのは都市の中小商工業者を含める意味である。

第四節 各議會の狀況

議會は國民代表の機關として總て國の立法を協賛すると共に、政府の行政を監督するものであるから、この開會中はすべての注意が之に集中せられる感がある。過去七年の私の任期中に通常、臨時を合せて帝國議會は十二回開催せられたことは前に述べた所であるが、今各議會に就きその狀況を左に摘録することとする。然し財政豫算に就いては別に節を設けて述べるから、此處では詳しく觸れない筈である。

第五十一議會（自大正十四年十二月二十六日、至同十五年三月二十五日、加藤・若槻内閣）

本議會の會期は前後九十日に亘り、その間政府提出にかゝる議案の數は豫算案、

税制案、關稅案、勞働法案等の重要案を初め大小實に八十六件に達し、内可決となりたるもの八十一件（別に議員提出案にして兩院を通過したるもの二件）にして、又會期中途に於て加藤首相の長逝あり、若槻後繼内閣成立する等頗る多忙を極めた議會であつた。

本議會に提出せられた豫算案は、その數字の膨大なる點に於て前例のないものであつたから相當議論が行はれたが、之を別にすれば何としても税制整理案が第一の重要問題であつた。

抑々この「税制案」は本政府の重大政綱の一つにして、その根本方針は如何にせば國民の租稅負擔の公正を期し得るかといふに存し、而してその實行に際しては社會政策的見地に重きを置かんとしたものである。素より本案は常に本政府の重大政綱たるのみならず、既に歴代内閣の交々手を染めたる我國多年の懸案であ

つて、概言すれば國稅・地方稅に對する新稅創設、舊稅廢止、稅率改正等に過ぎざる如くなるも、その内容實質に至りては悉く直ちに國民生活と密接に關係してゐる極めて重大なるものなるがため、本議會に於ける全視聽、全論議が之に向けられたのも當然であつた。而して政府の立案方針は、整理の結果、尙國庫の歲入に著しき増減を來さるることにあつたが、之は頗る重要且つ困難とする所であつた。本案に關しては政府案の外に、尙政友本黨案と、政友會案との二案があり、各々意見を異にしたので互に全力を集中して審議したが、結局政府案の地租一分減を撤回し、一方法律案としての義務教育費國庫負擔額貳千萬圓増額を參千萬圓に修正して可決せられたのである。

次は「關稅定率法改正案」であるが、當時の關稅法は明治四十三年の制定に係り、その後多少の改定を見たとは云へ、當時の國家經濟狀態に適合せざること著

しく、よつて此際斷然總改正を行はうとしたものである。然るに本法改正の影響する範圍は極めて廣く、民間に於ける賛否兩論の沸騰は同時に議會に反響して、或は請願となり、或は陳情となつて一時その取捨に困難を感ぜしむる程であつたが、結局多少の修正を施して可決となり、之によつて政府は初年度に凡そ千百萬圓の收入増を見ることゝなつたのである。

次に今議會の呼物となつた政府提出の「労働組合法案」及び「労働爭議調停法案」は、曩に公表せられたる内務省社會局案なるものによりて既に一通り輿論を喚起し、聽て本法定定の曉直接利害關係の當事者となるべき労働者及び資本家の兩階級より、夫々自家の意見を陳べて積極的に政府に迫り、未だ成らざる草案に對して撤回若しくは大改正を施さしめたものであつた。然るに本議會に提出されたる政府の確定案は、曩に社會局が草案したるものとはその内容に於て著しき相

違を示してゐたから、茲に再び世論を喚起し、衆議院に於けるその審議は幾分遲疑の姿であつたが、結局肝腎の組合法は遂に審議未了となり、辛うじて兩院を通過したるは労働爭議調停法案並に治安警察法第十七條、同三十條の廢止案のみに止つた。

尙その外にもかの郡役所廢止問題、師範教育改善問題、青年訓練所新設問題等重要なものがあつて、何れも相當議論を見た。

第五十二議會（自昭和元年十二月二十六日、至同二年三月二十五日、若槻内閣）

本議會に提出せられた豫算案の總額は十七億三千萬圓餘にして、前年に比し更に九千餘萬圓の増加を見たが、昭和新政に當りて豫算の不成立を來す如きことあらば、諒閣裡に踐祚遊ばされたる新帝に對し奉り恐懼措く能はずとの思料より、

若槻首相は三黨首協調に努力した爲め、豫算案が衆議院に附議せらるゝや何等見るべき質問もなく原案通りに可決せられた。然るにこの豫算に關係せる諸法案は衆議院に停頓して久しく貴族院に廻附せられなかつたので、貴族院に於ては關係法案に對する態度を決するに先立ち、豫算案を審議するの當否が問題となつたが、結局豫算案は多數關係法案の後にすべしといふ説が多數を占め、従つて豫算審議期間は延長に延長を重ね、閉院の二日前に至つて漸く原案通り可決したのである。

法律案にして貴族院に附議せられたものは合計六十七件で、その内可決は政府提出のもの五十一件、議院提出のもの三件であるが、不成立に終つた法案中にも相當重要視すべきものがあつた。可決せられたるものゝ中最も重要なものを擧げるならば、先づ「震災手形損失補償法案」及び「同善後處理法案」であつて、之は又同時に本議會中に於て最も世上の物議を醸したるものであつたが、その事

情に就いては既に述べたから茲には之を省略する。

その他「公益質屋法案」、「不良住宅地區改良法案」、「徵兵令改正法律案」、「計理士法案」、「銀行法案」、「商工會議所法案」等何れも原案の儘或は多少の修正を経て貴衆兩院を通過したるものであるが、貴族院の開會劈頭重要政策の一つとして政府により提出せられ、閉會に至る迄二十餘回の特別委員會を開催して然も遂に審議未了に終つたものに「宗教法案」がある。本案の内容は干渉及び取締が過ぎるのみならず、宗教界の實狀に適せざる爲め關係者の反對續出し、又貴族院内に於ても議論沸騰したので遂に最後まで何等の議決に至らなかつたのである。尙「出版物法案」、「労働組合法案」は政府提出議案中重要なものゝ中に數へられてゐたのであるが、衆議院に於て審議未了となり、遂に貴族院に廻附せられる迄には至らなかつた。

又本議會中貴族院に於て可決せられた建議案は、「明治節」の祝日を設けること、部落問題に關する調査機關を設け之に關する確固たる國策を樹立すること、海事水産金融制度を確立することの三件であつた。

第五十三議會（自昭和二年五月四日、至同五月八日、田中内閣）

本議會は若槻内閣が瓦解し、政友會の田中内閣が之と交迭したる後間もなく發布せられたる「支拂延期令」の事後承認を受くると共に、危殆に瀕したる我が財界を救濟する爲め、「日本銀行特別融通及び損失補償法案」並に「臺灣の金融機關に對する資金融通に關する法律案」の協賛を求むるため、臨時議會として召集せられたる會期僅か五日の極めて短き議會であつた。

之等の詳細に就ては既に説明したから改めて此處には述べない。唯、國民をし

て新たに七億圓の負擔を爲さしむべき之等の二大法案が貴族院に廻附せられたるは議會最終日の午後六時にして、貴族院が之を僅々四時間を以て可決せるその態度は、一見甚だ輕卒にして二院制度の本旨に悖るかの如き感がないでもないが、議案の性質は可否の速決を要する緊急事項であつて、議定が一日遅るればそれ丈け國民の不安を深刻にし財界を悪化せしむる虞れあり、斯る際貴族院が問題の本に着眼し、形式的論議を避けて速決したことは、却つて機宜に即した措置であつたと愉快に思つてゐる次第である。

第五十四議會（自昭和二年十二月二十六日、至同三年一月二十一日、田中内閣）

十二月二十四日召集せられ同二十六日成立せる本議會は、翌廿七日御大禮に關する追加豫算案を兩院共可決して休會となつた。翌年一月廿一日、議會再開の劈

頭田中首相が施政方針演説を爲し、次に立つた三土藏相が財政演説を終るや、忽ち議會解散の詔勅下つて、茲に我國の制限選舉による議會は永久の終焉を告ぐることとなり、貴族院も法規の命ずるところに従つて停會となつた。

第五十五議會（自昭和三年四月二十三日、至五月六日、田中内閣）

本議會は普選實施後最初の帝國議會のこととして多大の期待を以て迎へられたが、解散後の特別議會である爲め會期も僅か二週間の短期であり、然もその間二回の停會を命ぜられたので、御大禮關係並に緊急を要する追加豫算案の外別段重要法案の審議を見ずして終つた。

衆議院がこの短き特別議會に於て再度まで停會を見たのは、畢竟之に先立つ總選舉の結果政民兩黨の勢力伯仲し、政治上微妙な關係を生じたからである。即ち

朝野の黨勢は、偶然にキャスティング・ヴォートを握れる小數黨會派の向背如何によつて決する状態であつたが、野黨は遂に在野聯盟の名を以て「内相處決その他に關する決議案」を提げて政府に肉薄したので、政府は議會の反省を促すといふ理由の下に停會を奏請し、此處に二十八日より三十日迄三日間第一次の停會を見たのである。然るにその停會明けの五月一日、衆議院が未だ開議に至らざるに先立ち再び三日間の停會となつたので、都合會期の半分は議會の權能を停止せらるゝの餘儀なきに至つたのであつた。

而して停會後の貴族院は餘すところの日數僅かなる際に、山東問題の釋明、濟南事件、或は内閣改造問題、思想教育問題等に關して質疑應答の中に時日を費し、開院劈頭可決したる御大禮豫算の外重要法案が何れも審議未了であつたのみならず、翌五日の如きは各大臣共衆議院の豫算總會に出席して居て貴族院の方に對し

てはその出席要求に應じ得ず、又午後開會しても出席議員定數に達せざるため遂に延會したる様な次第で、今議會に提出せられたる豫算案十一件、法律案七件、合計十八件の中十四件迄は、會期の最終日たる六日に漸く貴族院に廻附されて上程議了を見たのである。故に追加豫算案の如き重要議案に於ても分科會に附託して調査研究等爲す餘裕なく、六日午前豫算總會を開き、午後委員會の報告後之を可決したのである。また他の法律案に就ても、會期切迫せる際のこととして質疑も要點のみに止め、一瀉千里の勢を以て可決せられた。斯くて屢々再解散を危懼せられた第五十五特別議會は、内閣一部改造の波瀾を見ながらも兎に角無事に終了したのである。

本議會の主要議案たる御大禮費豫算案は四月二十五日衆議院に於て、翌二十六日貴族院に於て満場一致可決せられたが、その總費用は千六百七十九萬餘圓であ

つた。

豫算審議に關聯して一般政策、財政問題、支那出兵問題等の質問あり、殊に兩税委讓の如き現政府の重要法案が今議會に提出されなかつたことは論難の的となつたが、政府は特別議會のこととして緊急問題のみに限るを至當と考へる旨辯明した。今議會に提出せられた法律案は「大嘗祭齋田の土地免租に關する法律案」その他六件であるが、之と云ふ重要性を持つたものはなかつた。

第五十六議會（自昭和三年十二月二十五日、至同四年三月二十六日、田中内閣）

本議會は、田中内閣がはじめて其の年來の政策を提出する機會を得たる議會にして、各方面から多大の興味をもつて見られて居た。何となれば政府は組閣以來既に二ヶ年に及び三回の帝國議會に臨んで居たが、最初は財界救済の臨時議會

であり、次の通常議會は開會間もなく解散せられ、而してその次も亦選舉後の特別議會で然も議事は殆んど御大禮豫算に局限せられたがために、今迄自己の政策を議會に提出する暇がなかつたのである。

従つて田中内閣は、政友會の傳統的積極豫算案を初め兩税委讓案、自作農案、及び緊急勅令事後承諾案、その他宗教團體法案等幾多の重要法案を上程せざる可らざるのみならず、一方に於ては優詔問題、對支外交問題等の重要問題を控へて、本議會は開院早々既に前途多難を思はしめたのである。

昭和四年一月二十二日再開の貴族院は先づ内閣總理大臣の施政方針の演說並に外務大臣の外交演說を終へて散會したが、二月一日に若槻前首相が委讓問題を中心に財政經濟の方面より政府に肉薄し、また前外務大臣幣原氏が對支外交に關する質問演說をもつて政府に痛撃を加へんとするあり、その後日を追ふて兩税委讓、

優詔問題等に関して質問者相繼ぎ、二月下旬に至るも尙盡きざる有様であつたから、世の視聽は一時全く貴族院に集中せられたかの感があつた。翻つて衆議院の方を見るに、内閣不信任案の提出が院の内外相呼應して喧噪を極めたが、票決の結果は否決となり、政府は辛うじて危急を遁れることを得たのである。

かくて豫算案は二月十二日の衆議院本會議に上程せられたが、夜に入りて漸く可決を見、即夜貴族院に廻附せられた。而して貴族院に於ては翌十三日の本會議に上程せられ、藏相の説明及び財政方針の演説があつて十五日に可決した。

この豫算案に次いで當内閣が最も力を傾注したものは、兩稅委讓案及び其の關係法案であつて、衆議院に於ては朝野の兩黨が鎬を削つて論戦した結果僅か十五票の差をもつて通過し、二月二十六日貴族院の本會議に上程せられたのである。貴族院に於ては遂に委員附託となつたが、その委員會に於ても質問續出し、結局

會期中に議了を見るに至らなかつた。

尙當議會中貴族院の議論を沸騰せしめた問題の中には、その前年五月の前文部大臣進退に関する所謂「優詔問題」がある。これに就ては曩に貴族院各會派の有志が一つの申合せを爲してゐたのであるが、之に對し首相は何等の處置を採らず、その後往蒞時を過して同議會に至り、然も今議會に入りても誠意ある答辯が無いため貴族院の空氣は俄然反政府に傾き、遂に二月二十二日「内閣總理大臣の措置に関する決議」が上程せられ、賛成者多數にて通過したのである。

かゝる次第で、貴族院の前には尙重要法案山積し前途遼遠に見えた折柄、衆議院に於てはまた選舉區制改正案即ち小選舉區還元案上程せられ、議場は未曾有の騷擾を極めたのであるが、之が貴族院に廻附せられたのは會期満了の間際たる三月二十三日にして、此處では遂に議決を見ずして終つた。

今本議會に於て通過したる豫算案以外の主要法案を列記すれば、

一、救護法案 貧困者の保護向上を期する社會的施設であつて、その實施經費は約八百萬圓、その中半額は國庫負擔、残り半額を府縣及び市町村にて等分負擔せんとするものである。

一、米穀需給調節特別會計法中改正法律案 米價の變動より來る生産消費の兩方面に於ける不安を一掃せんとするものにして、之が爲の從來の借入金限度二億圓を二億七千萬圓に増額し、以て米穀法の實力を一層大ならしめんとするものである。

一、絲價安定融資補償法案 絲價の異常なる暴落を防止し、蠶絲業の健全なる發達を企圖する爲め、銀行の製絲業者に對する貸出につき、五ヶ年間に亘り三千萬圓を補償せんとするものである。

一、電話事業公債法中改正法律案 電話事業の財源は從來大部分公債に仰いで居たのであるが、震災後一時中止したので新たに公債總額五億三千万圓となし、電話の架設を速かならしめると同時に加入者負擔金を漸次減免して、十二年後には架設費を無料ならしめんとするものである。

一、取引所法中改正法律案 本改正は所謂限月復舊にして、先物取引二ヶ月制度を三ヶ月制度に改めんとする極めて簡單なる改正法案であるが、その經濟、金融兩方面に及ぼす影響は甚大である。

此等の外製鹽地整理に関する法律案、國法保存法案、家畜保險法案、工場法・競馬法・噸税法中改正法案等がある。

尙本會議に於て審議未了に終りたる法案の中にも「兩稅委讓案」をはじめ、「宗教團體法案」、「肥料管理法案」、「勞働扶助法案」等相當重要なる法案あり、この

中「兩稅委讓案」は單に政府が熱心にその通過を希望したるばかりでなく、相當世間の視聽を惹いたものであるから一寸説明を加へることとする。

一、兩稅委讓案 本案は地租、營業收益稅の全部と鑛產稅の一部とを併せた一億三千萬圓の財源を地方團體に委讓して、地方分權の確立及び地方財政の救濟を計ると同時に、國民負擔の輕減を目的とせるものである。而して右の中地租額六千七百萬圓を市町村に、營業收益稅額六千三百萬圓を府縣に委讓せんとするものであるが、一方所得稅及び資本利子稅の増稅を行ひ、之によつて四千八百萬圓の埋合せを爲すべく、差引八千萬圓程が國民全體に對する減稅額となる。斯くて此の兩稅は地方で徵收されることになるが、地方に於てはその額だけ他の税金の引下げを行ふ筈であるから、地方團體の稅收入には増減ないことになる。

本案が帝國議會に提出されるや賛否交々にして、衆議院に於ては僅かの差を以

て通過したが、貴族院にては審議日數不足のため會期中に議了し得なかつたことは既に述べた通りである。

第五十七議會（自昭和四年十二月廿六日、至同五年一月二十一日、濱口内閣）

濱口内閣の衆議院に於て有する與黨の數は僅か三分の一に過ぎなかつたから、本議會は初めから解散となるべき空氣濃厚にして、總選舉の必來を豫想しつゝ年を迎へた。休會明けの議會は一月二十一日に開會せられ、貴族院に於ては小久保喜七氏が官吏減俸問題をはじめ諸問題につきて質問戰を開始し、衆議院に於ては政友會の犬養總裁が陣頭に立ちて、倫敦條約その他の問題に就き濱口首相との間に質問應酬を行つたが、次いで山本悌二郎氏が壇上に立つや突如解散の詔勅が下つたのである。

かくて解散の結果、金解禁第一年の緊縮方針に従つて編成せられたる總額十六億八百餘萬圓の豫算案は遂に不成立に終つた。

第五十八議會（自昭和五年四月二十三日、至同五月十三日、濱口内閣）

本議會は總選舉後に於ける特別議會にして、僅か三週間の會期であつた上に、外には海軍々縮問題あり、内には財政・經濟に關する諸問題ありて、貴衆兩院共議事輻湊し可成り多忙を極めた。

昭和五年度豫算案は第五十七議會解散のため不成立に終つたから、政府は前年度豫算を施行豫算とし、その範圍内に於て實行豫算を編成すると同時に、不成立豫算に計上せられてゐた新規事業の大部分を追加豫算として本議會に提出した。之に對し貴族院の豫算第一分科會は、「政府は經濟界の現状に鑑みて、昭和五年度

に於ける歳入の減收を慮り實行豫算を編成せり。然も今後減收の虞なしとせず。政府は歳出豫算の施行に當り充分注意あらんことを望む。」といふ希望條件を附して、之れを通過せしめたのである。

本議會に於て論争の激しかつた重要問題が二、三あるが、その第一はかの軍縮問題で、これは議會閉會後に於ても尙政府と軍部との間に意見の一致を見なかつた程であり、貴族院に對しても相當の興奮を興へたものであつた。即ち政府が國防の責任にある海軍々部の意見を無視して軍縮全權の申請に係はる妥協案を認容し、之れに御裁可を仰いで回訓せるは統帥權の干犯にあらずやといふのが政府難詰の要點で、之れに對する首相の答辯は、政府は軍事専門家の意見を聴取し、之れを斟酌して政府の態度を決定したものであるといふ聊か要領を得ないものであつたが、政府が軍縮會議に於て軍備比率の讓歩をなし、妥協案を認容して五ヶ國

協定を成立せしめたことは寧ろ機宜に適したものである。

次は義務教育費問題であるが、豫てより政友會に地租委讓案がある如く民政黨にはこの義務教育費國庫負擔問題のあることは、何人もよく知つて居る所である。抑々この義務教育費國庫負擔の制度は、大正七年度の豫算に千萬圓を計上されたのに始まり、その後文化の進運に伴ひ増額を重ねて當時の國庫負擔額は七千五百萬圓に上つて居たが、政府は本年度に於て更に千萬圓を増額し、總計八千五百萬圓となして之より生ずる地方財政の餘裕を市町村の戸數割又は家屋税の負擔輕減に資せんとしたのである。之に對しては種々の立場から反對もあつたが、從來民政黨の行掛りの政策ではあり、また地方財政の窮迫状態から見てその一救濟策でもあるので、今回の改正案が義務教育費國庫全額負擔主義には全然關係なしといふ首相の言明を諒とし、茲に「義務教育費國庫負擔法の改正は、同法の精神に

基き教育の改善を期すると共に地方費の輕減を計るにあるをもつて、此の使用方
法及び支出に就いては特に嚴密なる監督をなし、國庫負擔法の精神を有效適切に
實施せられん事を望む」といふ附帶決議を添へて可決せられたのである。

また本議會に於いて可決せられた輸出補償法は、外國との競争上輸出貿易を唯
民間の營利會社にのみ任せず、國家も之れを應援せねばならぬといふ考へより生
れたものである。元來我國の商品は、中部及び南部亞米利加、阿弗利加、バルカ
ン及び露西亞方面へ輸出せられる可能性が多分にあるが、これ等地方に於ける輸
入商の信用状態不明のため、或は金融機關不備のため貿易圓滑に行はれず、よつ
て政府は、前記地方に向けられたる商品に對して振出されたる手形中、銀行がそ
の不渡のために蒙りたる損失ある時は、その七割を限度として銀行を補償すると
いふのである。

その他金解禁以來不景氣の益々深刻化せんとするに鑑み、貴族院は政府に對して、「之が救濟防止に關し一層適切有效なる對策を講ぜられん事を望む」旨を建議し、また一面人口食糧問題の解決として我國の水産業の保護獎勵に留意し、全會一致をもつて「速かに水産國策を樹立し、北洋漁業權の確保、遠洋漁業の進展を計られ度し」との建議案を提出したる等、相當緊張した議會であつた。

第五十九議會（自昭和五年十二月二十六日、至同六年三月二十八日、濱口內閣）

本議會は民政黨內閣の成立以來二歳にして初めて迎ふる長期の通常議會であつて、政府は過去一年有半に於て實施せる財政の緊縮、金解禁の實行、軍備縮小、財政經濟及び社會政策的諸施設等の實績につき批判せらるゝと同時に、新たに幾多の重要法案を提出して審議協賛を経ざるべからざる等、唯さへ難關を豫想せら

れてゐたのであるが、加ふるに濱口首相遭難の不祥事による首相代理問題で早くも暗雲が低迷した。

一月二十二日休會明けの貴族院は、幣原男の首相代理としての施政方針演説に引續き外務大臣としての外交演説を終つて散會したが、爾來貴族院は連日諸般に亘る質問を發し、政府も亦よく應答に努め、反駁辯護兩様の立場より論戰は完膚なきまでに行はれた。就中財界不況の折柄、政府の歳入豫算見積りに關する論難は峻烈を極めた。

翻つて衆議院を見るに、豫算總會に於ける首相代理の言辭について朝野兩黨の間に紛擾を來たし、度々休憩するの餘儀なきに至つたのみならず、遂に流血の悲惨事を起すに至つたのは我が立憲政治の本義に照して誠に遺憾な次第であつた。かくして昭和六年度の豫算案は、二十七日漸く委員會を終り衆議院本會議に上程

せられたが、同日中には討論盡さず翌日夕刻に至つてはじめて可決、即時貴族院へ廻附せられたので、論議の舞臺もこちらへ移された感があつた。

かゝる折柄、曩に東京驛頭に遭難して以來只管静養中であつた濱口首相が、悲壯なる決心を以て三月十一日の貴族院本會議に初登院した。首相の登院問題は今議會の進行中、貴衆兩院は素より世間一般を通じて重大化し、衆議院に於ては野黨から一再ならず登院の催促を受けた。貴族院に於てすら一時は各派一致の意見を纏めて登院の大體の日取を質問せんとする形勢であつた。茲に於て幣原首相代理の自發的聲明となり、その公約に従つて登院の段取りとなつたのである。然るにその日の濱口首相はどうであつたか。顔面蒼白にして、頬肉はげつそりとこけ落ち、顴骨徒らに高くして白髪之に對照し、憔悴と云はんよりは寧ろ壯嚴な姿であつた。曩に臣節まで云々して登院を督促した人々も、この悲壯なる光景を見て

は自らなる同情の念が胸の底から沸き上るのを禁じ得なかつた。かくて十二日豫算案は貴族院を通過した。

追加豫算案を初め政府提出の重要法案を議了せる衆議院に於て、野黨は三月二十日不信任案を提げて政府に肉薄したが、政府黨絶對多數のため否決せられ茲に衆議院は全く論戰を終つたのである。

一方貴族院は、會期の迫るに伴ひ衆議院先議案の廻附せらるゝもの愈々多く、連日晝夜の別なく審議する有様であつたが、特別會計豫算中衆議院にて一部削除したる所を原案通りに復活せしめ、或は追加豫算に於て大阪帝國大學創設費につき一問題起らんとし、就中減稅案は論議の中心となりたる等にて審議容易に終了の運びに至らず、遂に會期二日間の延長を餘議なくされたのであつた。この減稅案は都市の土地所有者に對して増稅を招來するの結果となり、現今の財界不況の

折柄大なる矛盾となるといふ理由で反對論沸騰し、その成否の程は容易に豫想し得なかつたが、農村の負擔輕減は農村疲弊の折柄最も適切なる政策であるので、最終日たる三月二十七日の貴族院本會議で辛うじて可決したのであつた。

豫算案、減稅案の成立について、産業及び社會方面の「重要産業統制法」、「不動産抵當證券法」、「米穀法中改正案」、「労働者扶助法案」、「小兒保險法」等何れも兩院の協賛を得たるものであるが、婦人參政權の前提たる市町村に限り婦人の公民權を附與せんとする所謂地方制度改正案は、貴族院の委員會を通過し愈々婦人解放の第一歩を踏み出す機運に到來したかの模様であつたが、會期終了間際の三月二十五日に貴族院の本會議で多數をもつて否決せられた。

この外多年の懸案たる「労働組合法案」及び「小作法案」も上程せられ、之が貴族院に廻附せられたのは會期を剩すこと僅か一句の三月十九日で直ちに委員附

託となつた。労働組合法案に就ては豫て全國二十餘の有力實業團よりの反對表明あり、貴族院各派實業家出身者を主體とする昭和懇話會も亦積極的に反對したので、會期切迫の折柄でもあり他日の研究に委ねて審議未了に終つた。尙小作法案は次期の議會に提出せられる事を必期せられたる爲め、議會閉會後實業家出身の議員で小作法研究會を組織し其の對策を研究して居つたのであるが、内閣更迭のため同研究會も解散したことを附記しておく。

本議會中審議に供せられたる法律案は實に百十八件の多數に上つたが、今可決せられたもの、中重要なもの數件を左に説明する。

一、減稅諸法案 本案は豫算に次いで重要な法案であつて、現内閣が前議會に於て「倫敦條約に基きて生ずる國庫剩餘金は、主として之を海軍補充計畫と國民負擔の輕減に充當す」と聲明したのに基いてゐるのである。而して直接稅の中

「地租」と「營業收益税」を選び、消費税の中「砂糖消費税」と「織物消費税」を選んで減税することとしたのである。

(イ) 地租法案 我國の田畑宅地等に對する現行地租課税標準は、明治十七年の制定に係る法定地價をもつて標準としてゐるものである。その後田畑の地價は部分的には屢々改正せられたが、宅地に關しては明治四十三年大修正を行つたのみで、その後時勢の進展、經濟事情の變化等の結果現今の我國地租の負擔には不公平を免れざるものあるをもつて、その不公平を除くため課税標準たる地價を賃賃價格に改正し、舊來の地租條例を廢して、地租の根本的改正を企てたものである。而して今後は地目地域の如何を問はず賃賃價格の百分の三・八と改正せられたるをもつて、現行税率たる宅地百分の二・五、田畑百分の四・五、その他百分の五・五に比較すれば田畑の地租は減税せられ、反對に宅地租は増額せらるゝこ

ととなり、就中大都會地の宅地に就ては多額の増税を見ることとなつたのである。

(ロ) 營業收益税法中改正法律案 本案は法人個人を通じて營業純益に課する税率の引下げを行ふものである。而して法人に於ては現行税率百分の三・六より百分の三・四に引下げ、個人に於ては現行税率百分の二・八より千圓未満四百圓以上にありては百分の二・二に、千圓以上にありては百分の二・六に引下げたもので、特に個人營業收益税に於て千圓を起點としたるは、小營業者の營業所得は多くその勤勞に負つてゐるものであるから特にその負擔を輕減せんとした爲めである。また地方附加税の改正は、國税地租並に營業收益税の輕減と、賃賃價格を課税標準とする新地租法の實施に伴ふ消極的改正に外ならない。

一、砂糖消費税中改正法律案 吾人の日常廣く使用する砂糖は、從來百斤八圓三十五錢の課税であつたものを今般七分の減税となし、一人一ヶ年の使用量二十

斤として一ヶ年一人約十一錢程の負擔減となつたのである。

一、織物消費税中改正法律案 從來の織物消費税百分の十を百分の九とし、總ての課税織物に對して一割の減税を行ふ外、免税織物の範圍を擴張することゝなつた。

一、米穀法中改正法律案及び米穀需給調節特別會計法中改正法律案 昭和五年は我國未曾有の豊作なりしたため米價暴落し、農村は非常な恐慌に襲はれたるをもつて政府は米價維持、農村救済の意味で、取敢へず外米關稅の引上、輸入制限令の延長、數次の米買上等をもつて極力米價の慘落に備へたのであるが、現行米穀法が運用上適切を缺きたる所尠なからざるに鑑みて、今回改正案が上程されたのである。而してその改正の要旨は、外米輸入管理と米價基準の設定との二つであつた。

又この米穀改正法律案に關聯して、米穀法特別會計改正法律案は米穀法運用のため、特別會計に於て從來の借入金限度二億七千萬圓を更に八千萬圓増額して三億五千萬圓に擴張するといふ改正である。これは政府が右借入金の中から、既に米穀賣買損失のために一億五千萬圓を失ひ居り、今後また米穀經理費としてその中より差引く時はその残り僅にして、折角の米穀法改正もその運用を徹底し得ざるがためである。従つてその損失金の處分は後日の問題として、兎に角可決したのであつた。

一、労働者災害扶助法案及び労働者災害扶助責任保險法案 前者は労働者の業務上の傷病に對し事業主をして扶助せしめんとする主旨に基いたもので、小作法案及び労働者組合法案が遂に審議未了に終りたる本議會に於て、唯一の社會的立法であつた。而して後者は事業主をして、労働者災害扶助法案實施による扶助料

の支拂不能を惹き起さしめざる様設けられたるものである。

一、不動産抵當證券法 不動産には資金化の適當なる制度なく、財界恐慌時に於ては勿論、平時に於ても非常なる不便を感ずる現狀に鑑み、一は不動産金融の道を講じ以て多額の不動産貸付をなせる普通銀行を救済し、他は不動産所有者に金融の便宜を與へんとするのである。即ち土地・建物又は地上權を目的とせる抵當權を有するものは、債務者と特約ある場合、登記所に抵當證券の下附を申請することを得、一度抵當證券の發行せられたる以上は、證券に記載の抵當權は債務と共にその裏書によりて讓渡せらるゝこととなり、一々移轉登記の手續を必要とせず第三者に對抗することを得るのである。但し本法の施行區域ははじめ一定地に限定せられ、その実績を見て漸次擴大せられることとなつた。

尙その他重要なものとして「重要産業の統制に關する法律案」、「入營者職業保

障法案」、「國立公園法案」、「簡易生命保險中改正法律案（小兒保險）」、「競馬法中改正法律案」、「日本勸業銀行法中改正法律案」、「農工銀行法中改正法律案」、「北海道拓殖銀行法中改正法律案」等があつた。

第六十議會（自昭和六年十二月二十六日、至同七年一月二十一日、犬養內閣）

本議會は昭和六年十二月十二日新たに成立したる犬養內閣の下にはじめて召集せられたる議會にして、前內閣の政策的行詰りと民心の離叛とより新政府に對し多大の希望が懸けられてゐたが、政府は小數黨をもつて組織せられたるがため、議會解散の氣運は、既に開會前より濃厚であつた。

十二月二十六日開院式、翌二十七日には議會成立に伴ふ諸般の手續を終へ、貴衆兩院に於て滿場一致の下に、在滿將士感謝決議を可決したるまゝ、休會となつた

が、新春八日に至り突如不慮の一大不祥事起りたるため、新内閣は直ちに辭表を捧呈したのである。然るに聖仁洪大なる叡慮により優渥なる御詔を拜して留任となりたるは、外には滿洲事變の解決を要すること頗る急なるものあり、内には財界の不安また甚だしきものある等、所謂時局極めて重大なるの折柄、國家のため寔に已むを得ざりし所といはねばならぬ。

一月二十一日議會再開の日、貴族院に於ては、總理大臣の施政方針演説及び外務大臣の外交演説ありたる後、特に前例を破つて大藏大臣の金輸出再禁止問題を中心とせる演説あり、次いで不祥事件に關する緊急質問、更に關係大臣の答辯等あり、議場は次第に緊張して來た折柄、井上前大藏大臣が緊急質問の動議を提出して發言の機會を得、その専門的立場より金輸出再禁止問題を提げて肉薄したので、茲に新舊兩藏相の間に論難應酬を重ね午後一時漸く散會したのであつた。從

つて衆議院の方は午後二時、即ち定刻を遅るゝこと一時間にして漸く開議の運びに到り、首相外相の演説について大藏大臣が財政方針並に金再禁止顛末を述べ、將に野黨の質問戦に移らんとする刹那、俄然議會解散を宣せられ、一方貴族院も直ちに停會となつた。斯くて第六十議會は再開一日を以つて終り、寔に呆氣なき記録を留むるに過ぎなかつた。

第六十一議會（自昭和七年三月二十日、至同二十五日、犬養内閣）

第六十議會は再開勿々解散せられたるを以て、茲に第六十一議會が總選舉後の特別議會として三月十八日に召集せられ、同二十日は日曜日なるに拘はらず陛下親しく貴族院に行幸遊ばされて開院の詔書を賜ふた。

本議會の主要眼目は滿洲事件費に關する審議であつて、追加豫算案四件の中三

件及び事後承諾案五件の中三件まで之に關聯してゐる。これらは、二十二日の衆議院本會議に上程せられたが即座に可決せられ、而して野黨唯一の政府攻撃道具たりし犬養内閣留任に關する臣節問題も、犬養首相の「心境の變化」、荒木陸相の「留任は信念に基く」なる辯明により軽く一蹴せられた。

翻つて二十三日の貴族院は午前十時本會議開かれ、陸海軍將士に對する感謝決議案を可決したる後日程に入り、犬養首相その他の關係閣僚からの演說に對して大河内輝耕子をはじめ反政府系の諸氏登壇して質問戰に相當の活氣を呈したが、滿洲事件費は同日全會一致を以て可決した。又二十四日には「滿洲事件に關する經費支辨のための公債發行に關する法律案」通過し、二十五日閉院式の日を以て残り全部の議案が通過したのである。

要するに第六十一臨時議會は、選舉に於て壓倒的の大多數を獲得した犬養政友會

内閣が三百餘名といふ空前なる多數の與黨を擁し、その盛觀を示す意味に於て興味ある議會と目せられて居たのであるが、實際は僅か三日間の審議期間であり、且つ議事は滿洲事件費を中心とした限定範圍のもので、然もそれ等が何れも容易に兩院を通過したので極めて平凡な議會に終つたのであつた。

第六十二議會（自昭和七年五月二十三日、至同六月十五日、齋藤内閣）

犬養内閣によつて決定した本議會は、犬養首相の兇變に引續き政變の困亂なほ鎮まらぬ二十二日豫定の如く召集せられ、同日成立を告げた儘休會となつた。その間齋藤子を首班とする舉國一致内閣が組織せられ、未だ新内閣としての新政策を整へる暇はなかつたが、滿洲事變に伴ふ諸經費の協賛をはじめ現下の財界に處する諸種の緊急施設を必要とするので、取急ぎ議會の開會を奏請することとなり、

六月一日貴族院に於て開院式が舉行せられた。

本議會は齋藤内閣が所謂舉國一致内閣である關係上、政民兩黨とも準與黨的立場にあり、従つて初めより從來に於けるが如き花々しき論争は期待されなかつた上に、一方院外よりは議會不信の聲盛に起りつゝあつた折柄として、兎も角表面上は靜肅にして無事な、それだけまた活氣なき議會であつたのである。

本議會に於て最も注目に値したものは、議會開會中院外より持込まれたる農村不況問題がはからずも議會の重大問題として論争の中心となり、兩院共之がために極めて眞面目なる討議を遂げたことであるが、之に就ては既に述べた。兎に角この問題の爲めに衆議院は第三次の臨時議會を召集すべく決議し、又貴族院に於ても豫算案可決に際し之を希望として附した。尙衆議院に於ては、政民兩黨共同して「政府は速かに滿洲國を承認すべし」といふ決議案を十四日の本會議に提出

し、滿場一致を以て可決した。斯の如く議會が臨時議會の召集問題や外交問題につき重大決議をなして政府を鞭撻したことは、我が帝國議會開設以來稀有のことに屬し、本議會のために特筆大書せねばならぬことである。

次に今期議會に於て政府提出にかゝる議案は、豫算案三件、法律案二十一件であつたが、この中衆議院委員會に於て審議未了となつた裁判所構成法中改正法律案及び民事訟訴法中改正法律案を除く全部が、貴衆兩院を通過したのであつて、流石舉國一致内閣たるの名に背かぬものであつた。左に通過したる法律案中重要なものを列記する。

一、關稅定率法中改正法律案及び輸入税の從量稅率に關する法律案 右二案は一括して、今期議會に於ける政府提出案中最も問題視されたる法案であるが、高橋藏相は之か説明をなして、「(一)關稅定率法別表輸入税中小麥等の現行稅率はそ

の生産、輸入及び需要等の状況に鑑み、現下の實情に適せざるを以て之を改正せんとするものである。(二)外國爲替相場の低落せる現狀に鑑み、輸入品の價格に對する從價稅率との關係を調節するため、當分の中輸入稅の從量稅率を増加する必要がある。」と述べた。之に對し衆議院に於ては無產黨方面に反對表示があつたのみで、本案は政民兩黨の支持を得て割合に樂に通過したが、貴族院に於ては反對の空氣相當に濃厚であつて、連日審議するも尙終了せざる所へ、豫て關稅引上に反對の全國産業團體聯盟、各地自由通商協會その他が、貴族院の態度を力に猛烈なる反對運動を開始するあり、又一方に於ては銑鐵共同組合その他が關稅引上を支持する等、民間に於ても本案を巡つて白熱的の抗爭が續けられたが、結局本案一部の修正は議案の性質上不可能のため、現下の産業界の實情に鑑み暫定的のものとして可決を見るに至つた。

一、兌換銀行券條例中改正法律案、日本銀行納付金法案及び日本銀行參與會法案 右三件は何れも日本銀行制度の改善に關するものにして、四日の衆議院本會議に提出せられた。高橋藏相は之が提案理由として、「(一)我が國經濟力の發展と保有正貨の狀況とに鑑み、兌換銀行券の保證發行限度を擴張し、且つその制限外發行に對する課稅率に變更を加ふる等のため兌換銀行券條例中改正を要するものあり、(二)日本銀行が本來國家的機關にして、その利益が國家より賦與せられたる特權と離る可らざる關係を有するに鑑み、同行の利益を基準としてその一部分を政府に納入せしむる制度を採用し、之と共に日本銀行積立金の率を變更するの要あり、(三)日本銀行の行務の運用をして一層時宜に適せしめ、且つ同行と財界との聯繫を緊密ならしむるため、日本銀行に日本銀行參與會を設置するの必要あり。」と述べてゐる。

抑々現在の日本銀行兌換券の保證發行限度一億二千萬圓は明治三十二年の制定に係り、その後經濟力頓に進展し、通貨の需要著増を加へた今日としては通貨流通の圓滿を缺く嫌ひがあるから、その保證發行限度を十億圓に擴張し、一方限外發行税を従來の五分より三分に引下げて飽くまで通貨の發行を容易ならしめ、以て積極策の遂行に順應せしめんとするものである。然るに日本銀行はこの保證限度擴張、發行税の輕減等によつて利益を増すのであるが、之は國家から賦與せられた特權に基いて生ずるものであるから、日本銀行の利益は配當金等一定部分を除いて之を政府に納付するのが至當だといふ譯で今般納付金制度の採用となつたのである。尙參與會の設置に就ては殆んど説明すべきものはない。唯その人選であるが、外國では金融界ばかりでなく各方面の代表者を加へてゐるから、我が國も之に倣つたらよいと思ふ。

一、資本逃避防止法案 資本の移動は元來自由であるべきであるが、昨今の如く國際經濟の非常時に於ては我が資本の海外流出を取締り、以て爲替のより以上低落するを防止することが必要である。茲に於て「外國通貨及び外國爲替の賣買」、「外國に對する送金」、「外國通貨を以てする預金取引及び貸借」、「外國通貨表示の證券その他債權の賣買及び輸入」及び「外國居住者に對して信用を與ふる行爲」等を禁止又は制限したのである。

一、絲價安定融資擔保生絲買收法案及び絲價安定融資損失善後處理法案 昭和四、五年に亘る絲價暴落の際「絲價安定融資補償法」の下に生じた所謂滯貨生絲は蠶絲界の癌とせられてゐたが、今春偶々米國ジャージャー商會の日本に於ける機關店たる旭シルク會社との間に賣買契約纏まり、稍々愁眉を開いたと思ふ間もなく絲價は益々崩落し、旭シルクも契約の内容を全く骨抜きとなすが如き契約改訂

案を提出するに至つたから、民間當業者間に於ても契約の破棄と政府の買上とを要望するに至つた。茲に於て政府は買上を決定するに至つたのであるが、滯貨生絲に對する關係銀行の融通債權額と政府の買上代等との間には多大の開きあり、結局多額の損失を生ずべきを以て之を政府が補償せんとするものである。

尙今期議會を通過したる中主なる法案は左の如くである。

一、恩給の減額補給及び停止に關する法律案

一、昭和七年度一般會計歳出の財源に充つるため公債發行に關する法律案

一、昭和七年度以降國債償還資金の一部停止に關する法律案

一、國債の價格計算に關する法律案

第五節 財政・豫算

(一) 戦後に於ける財政の膨脹

過去五十年間に於ける我國の發展は世界の驚異である。此の間に處して一切の國費を支辨して來た帝國の財政も亦驚く可き膨脹を告げ、特に世界大戰後の我國經濟界の發展は我財政の上にも絶大なる變化を齎した。

試みに戦後景氣の絶頂に於て編成された大正九年度の豫算を觀るに、歳入十三億八千七百餘萬圓、歳出十五億四百餘萬圓にして、前年に比し歳出入共に三、四億以上の増加を示し、之によつて教育の振興、軍備の擴張、産業の發展等政友會年來の政策實現を計るべく、歳入不足は公債募集並に減債基金の繰入中止等により之を補はんとした。即ち減債基金の繰入額は、戦時中五千萬圓に復舊したのを

大正八年より再び三千萬圓に減額し、大正九年度豫算に於ては全然繰入を廢止してすべて之を國防費に振向けることとした。

又所得税と酒税とを改正することにより増税が計畫せられ、更に軍備擴張は積極的産業政策と共に、戦後反動時代に入りても一貫して進められ、斯くて大正十年度豫算は物價騰貴もあることながら、頗る尨大なるものとなつたのであつた。特に一般會計總額中陸海軍の國防費が四割九分を越えたことは、當時如何に我が財政が此の方面に偏倚してゐたかを明白に示すものであつた。後日ワシントン會議への参加を拒むことの出来なかつた理由の一つは此處にある。而して大正十年十一月原内閣の後を襲つた高橋内閣の積極策は、外はワシントン會議に對する期待より、又内は財界不況の壓迫を受けて鈔なからず鈍るに至つた。

(二) 財政整理時代

ワシントン會議に全權たりし加藤大將の組織した内閣は軍備縮小の實現と財政の整理とを以てその任務とした。そしてこれは大正十二年度の豫算面に著しき特徴となつて現はれてゐる。即ち八八艦隊計畫の放棄及び要塞整理等により約七千萬圓を節減し、行政整理に於て七千二百餘萬圓を節約することが出来た。更に又税制の整理を計畫し、減債基金繰入額も復活増額した。

大戦以來初めてとも云ふべき大改革を施した豫算は、不慮の大震災により一時歪められたが、その後加藤聯立内閣の時分より又次第に整理緊縮が強調せられ、大正十四年の豫算には行政財政の整理を初め相當抱負が實現せられた。「奢侈抑壓と共に人心の緊張を期する」目的を以て政府が贅澤品に對し十割關税を課する法案を提出したのもこの時であつた。而して憲政會の單獨内閣となつてから、豫て

より着手せる税制整理を實現したのである。

(三) 加藤内閣の財政

政府が大正十五年度豫算編成に當つて掲げた方針は次の如きものであつた。

- 一、市町村立小學校教員俸給國庫負擔の増額、
- 二、健康保險法實施のために百六十萬圓を十五年度豫算に計上し、之が收支經理のために特別會計を設置する、
- 三、大正七年對支借款中有線電信借款、吉會鐵道借款前貸及び山東二鐵道借款前貸、合計一億圓整理のため經費七百萬圓を十五年度豫算中に計上する、
- 四、その他若干社會政策的施設に關する經費並に貿易、水産及び海運の助長發達を促進する經費を計上し、

五、海軍縮小に關する造船所の損害補償のための經費を計上する、

然るに此の方針の下に編成された大正十五年度豫算は、多年緊縮政策を主張した憲政會最初の豫算であつたにも拘らず、意外に尨大なものとなつてしまつた。今第五十一議會に提出された大正十五年度總豫算を示せば左の通りである。

總額	一、六六六、七七四 <small>千円</small>
歳入の部	
經常部	一、三七三、三七二
臨時部	二九三、四〇一
歳出の部	
經常部	一、一〇九、八一二
臨時部	五五六、九六二

本豫算案は未曾有の尨大なものであつた爲め今議會の最大難關とせられてゐたが、二月一日衆議院を通過して同二十四日貴族院に廻附せられた。之に對する政府の説明は、前年度に於て極力決行した行政の整理緊縮方針を今年度も持續する必要を認め、從て豫算編成の根本基調は飽くまで緊縮を旨としたといふにあつた。而して審議の結果は僅かの修正を施したゞけで無事通過した。

尙本議會に提出された税制案の内容に就いては既に別項に述べた。此の税制案は憲政會と政友本黨との妥協により、若干の修正を経て衆議院を通過し、貴族院また若干の希望條件を附して承認可決した。

(四) 若槻内閣の財政

第五十二議會に提出された昭和二年度の豫算案を示せば左の通りである。

總	額	一、七五九、三一八 <small>千円</small>
歳入の部		
經常部		一、四五八、一五一
臨時部		三〇一、五七七
歳出の部		
經常部		一、一八四、五二五
臨時部		五七四、七九二

此の中出版法施行に關する經費と勞働組合法施行に關する經費とが、審議未了となつた結果削除せられたのみで、本豫算案は財政策的には全然無修正に通過成立した。本豫算は前年度に比すれば九千餘萬圓の増加にして、之に追加豫算二千八百九十八萬圓を加ふれば一億二千七百二十六萬圓の増加となり、解散見越の

不純なる豫算と認められたのであつたが、衆議院に於ては三黨首の申合せに基いて平穩無事に通過し、寧ろ貴族院に於ける財政論が世の視聽を蒐めるに至つた。

本豫算は政策的には全く無爲無策であつて、唯新設として僅かに世間の首肯を得たものは、國庫剩餘金の一部をもつて國債償還資金に充當するといふ新制度であつた。當時世間に於ては、歳計總額空前の大膨脹を示してゐながら産業上の施設に一も見るべきものなく、又官業整理、行財政整理、能率増進等に一指も染めてゐないのは大失態であるといふ非難もあり、貴族院に於ける審議は延長に延長を重ね、閉會二日前に至つて漸く之を可決したのであつた。

尙政府は本議會に對し、所謂第二次税制整理案を提出して、登録税、印紙税、砂糖消費税等に改正を施し、以て第五十一議會に於て承認を経た整理に補足をな

した。又之に關聯して關稅定率法の改正法案も提出せられ、一部修正の後大體原案通り可決せられた。その他本議會に提出された重要な財政問題に、震災手形整理に關するものがあるが、之は實に政治上の大問題として開會中最も議論の沸騰したものであつたことは前に述べた。大戰後根本的整理を加へなかつた我が經濟界の變態的狀態は、ほんの一時この震手法の通過によりて窮狀を凌いだ、法案通過後幾程もなく四月の金融大恐慌を惹起し、茲に若槻内閣は總辭職の已むなきに至つた。

(五) 田中内閣の財政

田中内閣が先づ爲さねばならなかつたことは昭和金融恐慌の善後處理であつて、その爲め第五十三議會には「日本銀行特別融通及び損失補償法案」、「臺灣の金融

機關に對する資金融通に關する法案」、「支拂猶豫令の事後承諾案」等を提出して、貴衆兩院の可決を経たのであるが、この事に就いては既に述べた。

金融恐慌以來財界の不況は更に甚しく、取急ぎ何等かの適當な方法を講ずる必要があつたが、政友會内閣の昭和三年度豫算編成方針から觀るに依然從來の産業保護一點張りで、唯懸案の地租委讓が僅かに注目を惹いてゐた。然るに第五十四議會は豫想通り解散せられたので、昭和三年の實行豫算は第五十五特別議會に提出せられた。而してその編成方針に就き三土藏相は左の如く述べた。

「昭和三年度に於て歳出豫算の財源として新たに發行する公債は、一般會計震災善後公債六千四百萬圓、特別會計帝國鐵道の分五千百五十六萬圓、その他の分は總て前年通りで、その總額は一億四千二百五十六萬圓であります。地租委讓は現内閣の重要政策の一つであります、その關係する所頗る多岐複雑なるが故に、

特別議會に於て審議を求むるは適當ならずと考へまして、來るべき通常議會に之を提出することに致しました。従つて之が手續等の關係上、地租が地方の收入に歸するのは昭和六年度になります、かくなります以上は、營業收益税をも地租と同時に國稅より撤廢する考へであります。而して政府は、國稅・地方税を通じて一般税制整理を遂行して、社會政策的租税制度を確立し、努めて中産以下の負擔を輕減する事とし、その成案を次の議會へ提出する豫定であります。更に經濟的便法として、昭和四年度よりある程度に於て地租の税率を引下げ、營業收益税の免税點を引上げるつもりであります。」

本年度の實行豫算額十六億六百五十四萬圓は、前年度豫算額より、既に前年度に於て打切りたる事業、本年度増額承諾濟の繼續事業及び節約繰延等によりて生ずる増減を差引いたものであり、追加豫算はまた緊急を認めて政府が提出した既

定計畫遂行諸費並に自然増加額をも含む所の、七千七百八十六萬餘圓であつて、彼是合計すると十七億九百十二萬圓餘となつた。而して之を不成立豫算に比すれば約六千五百萬圓、前年度豫算に比するときは約四千九百萬圓の減額であつた。追加豫算中、四千五百萬圓は不成立豫算に計上した新規事業中、必要缺く可からざる事業費と稱せられ、又千百七萬餘圓は時運の推移に伴ふ追加額、五百八十三萬圓は共產黨事件に鑑みたる思想取締の費用並に山東出兵費に割當てられたものであつた。

次に昭和四年度の豫算を擧ぐれば左の如し。

總 豫 算 額	一、七五二、八一六 ^{千円}
歳 入 の 部	一、四九九、一〇九
經 常 部	

臨 時 部	二五三、七〇六
歳 出 の 部	
經 常 部	一、二三〇、九三三 ^{千円}
臨 時 部	五二一、八八三

本豫算は田中内閣としては初めてその經綸を盛るべきものであつた。然し乍ら一般經濟界の不況は漸次深刻化せるため、政友會多年の主張たる積極政策にも多大の制肘を加へざるを得なかつた。政府の説明によれば「經濟界の現況に照し、歳入の増加を見積る餘地乏しと雖も、國運進展に必要な施設は一日も忽にすべからざるを以て、昭和四年度豫算は、財源の許す限り政府の政策に屬する新規事業の實現に努力する」ことを以てその根本方針とし、また地租及び營業收益税を國稅より撤廢した。此の一般會計豫算は、前年度實行豫算に比すれば四千三百六

十九萬圓の増、昭和二年度分に對しては約六百萬圓の減額であつた。而して當年度の公債計畫は、一般會計と特別會計とを合せ一億九千八百餘萬圓の發行豫定にして、その中一般會計の公債は震災善後公債の本年度分と帝都復舊費及び震災復舊費合計一億二千餘萬圓の中九千二百二十餘萬圓であり、特別會計の公債は、帝國鐵道八千萬圓を主たるものとし累計一億七百萬圓となつてゐる。又本年度豫算に於て新規事業に對する支出として目新しきものは、拓務省設立費九十四萬餘圓、拓殖に關する經費三百五十六萬圓等であるが、要するに十七億五千二百餘萬圓の豫算は、我が國民經濟の現狀に對して不當に尨大なりとの議論が議會の内外に多かつたのみならず、何等國債整理策を樹てずして公債を増發することの不可、並に昭和六年度以降の主力艦その他の艦艇建造費支出に對して何等準備することなき事の不都合等を擧げて、種々反對の議論があつた。而して昭和四年度豫算の主

眼として居た地租委讓も、貴族院に於て否決せられたことは前に述べた。斯くて昭和四年度豫算は非常なる困難と曲折との後漸く成立したのである。

(六) 濱口内閣の財政

田中内閣の倒潰の後を承けて成立した濱口内閣は、直ちに前議會に於て承認せられた昭和四年度豫算を實行上修正することゝなつた。濱口内閣の使命として掲げた金解禁の準備としてそれは當然必要なことであつたのである。政府が組閣後發表した十大政綱に於ける財政方針には、

一、政府は中央・地方の財政に對して整理緊縮を行ふ。國防に支障を來さざる範圍内に於て陸海軍の經費を節す。昭和五年度豫算に於て此の方針を採るは勿論のこと、現行年度に於ても之が實現を期す。

二、國債整理に關しては五年度以降一般會計の新規募債を打切り、特別會計に於てもその年額を既定募債計畫の半額以内に止め、獨逸より受取る賠償金をも國債償還に充當して、國債總額を昭和四年度現在額より増加せしめず、更に進んでその總額を遞減することに力む。

とあつて、實行豫算の編成替は斯る方針の下に行はれ、主として新規事業中未着手のもの、公債支辨事業中節減又は繰延可能なるものに對する節約が企てられたのであつた。又歳入の方面に於ても組替が行はれ、一般會計實行豫算に於て總計約七千萬圓の經費節約を實行することが出来たのであつた。尤も一度議會に於て協賛を経た豫算をば、次の内閣に於て勝手に編成替するといふことは多少議論のある所であつたが、政府は議會に於て與へられた權利の範圍内に於て節約するのことは決して豫算審議權の侵害にはならぬと主張して、遠慮なく實行豫算の編成替へ

を斷行した。又一方政府は財源捻出の一方法として、官吏減俸案を立て官吏俸給の一割減及び在勤俸の削減を閣議に於て決定したが、司法官の減俸反對運動から、その撤回を聲明するの已むなきに至つた。

金解禁を政綱に掲げて、財政の緊縮と公債の整理とを重大眼目とした濱口内閣は、昭和五年度豫算の編成に於て更に明瞭に緊縮方針を徹底させて居る。

總 豫 算

一、六〇二、六七一千円

歳 入 の 部

經 常 部

一、五二五、四五三

臨 時 部

七七、二一八

歳 出 の 部

經 常 部

一、二二七、三〇三

臨時部

三七五、三六七

即ち政府は、我國財政經濟の建て直しを行ふため財政の緊縮、公債の整理を圖り、國民消費の節約を促すことの緊要なるは論を俟たず、斯くの如くして始めて多年の懸案たる金の輸出禁止の解除を執行し、且つその解禁後に於ける經濟界の堅實なる發達を庶幾することを得べしとなし、昭和五年度の豫算編成に際しては左記の方針に従つたのである。

- 一、既定經費の可及的節約、
- 二、新規の事項は極力之が計上を見合せること、
- 三、歳出の財源たる可き公債は一般會計に於ては全然之を發行せず、特別會計に於ては豫定額を半減すること、
- 四、國債元金償還額は、一般會計及び特別會計に於いて各自之を負擔すること、

- 五、今後獨逸より受取る可き賠償金は、之を國債償還に充當すること、
- 六、地租の課税標準を賃貸價格に改めること、
- 七、義務教育費國庫負擔額千萬圓を増加し、依つて生ずる地方財政の餘裕をもつて、地方税の輕減に充てること、
- 八、國有鐵道貨物中生活必需品、原料、肥料等に對し、約六百五十萬圓の運賃引下げを行ふこと、

財政の整理を急務とする緊急的豫算に義務教育費國庫負擔を計上せるは、民政黨の行き懸りより出でたることであつて、減俸案に失敗した政府は、租税及び煙草專賣金の見積替を行ひ辛うじて辻褄を合せ得たのであつたが、政府はそれ等の收支均衡の上に多大の苦難を嘗めたものである。

昭和五年度の豫算案は第五十七議會解散の結果不成立となつたので、政府は昭

和四年度成立豫算を以てその施行豫算とし、その範圍内に於て實行豫算の編成をなすこととなつた。而して不成立豫算に計上せられた新規事業の大部分は之を追加豫算として提出しその承認を経た。斯くて昭和五年度豫算は總額十六億八百餘萬圓にして、昭和四年度成立豫算に對しては一割弱、同實行豫算に對しては五分強の減少であつたが、不成立豫算に對しては幾分の増加であつた。

其の後世界的不況の激化に伴ひ、我が財界の不況は愈々深刻の度を高めることとなつたが爲めに、政府は昭和六年度豫算の編成をなすに當つて更に多大の困難を感ぜざるを得なくなつて、昭和六年度には、租税、官業及び官有財産收入その他の歳入に激減を來すことは政府も素より豫想したる所であるから、昭和六年度總豫算の編成に當りては消極政策を更に峻嚴にし、左の方針を採つた。

一、極力既定經費の節減を行ふこと、

- 二、新規事業は一切之を行はざること、
 - 三、公債方針は既定方針に従ふこと、
 - 四、既定費の節約は大藏省の立案に俟ち、閣議の決定を経ること、
 - 五、昭和六年度以降各特別會計に恩給を分擔せしむること、
- 斯くて昭和六年度豫算は次の如くなつた。

歳入の部	
經常部	一、三九四、二九五 <small>千円</small>
臨時部	—
普通歳入	六四、四七六
計	一、四五八、七七二

歳出の部

二 帝國議會の回顧

一六八

經常部

一、一七九、七七七^{千円}

臨時部

二六八、七五一

計

一、四四八、五二八

歳入歳出差引歳入超過

一〇、二四三

從來豫算は一般に歳入歳出共同額なるを通例とするが、本年度に於て歳入超過額千二十四萬圓餘を計上せるは、剩餘金の繰入皆無なりしこと、共に本豫算の特色であつた。然し議會の討議に於て歳入方面に於ては「資本利子税」、「相續税」、「噸税」、專賣益金等の増収見積及び森林收入の一割減見積等歳入見積過大の非難を受け、又歳出方面に於ては節約額よりも繰延の徒に多き點等難詰を受けなければ、兎に角總額を十四億臺に止めたるは緊縮豫算の名に恥ぢなかつた。

尙倫敦條約に關聯して、民政黨口約の減税諸法案が第五十九議會に提出審議せ

られたことは前に述べた通りである。

(七) 若槻内閣の財政

事實上濱口内閣の延長であつた若槻内閣は懸案の三制整理を實行する筈だつたが、之を援助、鞭撻すべく民政黨の政務調査會は諸種の委員會を設けた。之等委員會の中最も重要だつたのは云ふ迄もなく行政、財政、税政整理の三委員會であつた。その行政整理委員會の決定發表した原案を見るに、整理の根本方針としては、(一)根本的大整理をなすこと、(二)政府が決心せば實行し得るものにして、來年度豫算にその結果を現はし得るものたること、(三)政務及び事務の簡捷、合理化、能率増進を計ると共に經費を節減し得るものたること、(四)國家財政の現狀、時勢の進運及び輿論の趨勢に鑑み、條理に従ひ何等の情實に囚はれざること

等にして、各省の廢合、無任所大臣の設置、事務の簡捷と官吏の減員・減俸、教育制度の改革、軍部及び官業の整理等々を擧げてゐる。又財政整理委員會も歳入・歳出の兩方面に亘つて詳しい整理案を發表し、而して之等を若槻内閣の下に創設せられた臨時行政・財政審議會に提出して政府の參考とした。その一項目に基いて斷行した官吏減俸が意外な大問題となり、妥協案によつて漸く危局を拾收し得たことは前に述べた通りである。

斯くて昭和七年度豫算は未曾有の不況下に編成を開始せられたが、例年の如く一定の豫算編成方針の下に各省がその原案を作成し、大藏省が之に査定を與ふるといふ順序を採らず、豫め閣議に於て基準豫算節約方針を決定し、之によりて大藏省が先づ概算を作成したものを各省に廻附するといふ方法を採つた。其處へ外には滿洲問題、内には省廢合問題等紛糾して政治不安を醸し、豫算の編成も少な

からず之等の事情に左右せられ且つ遅延した。昭和七年度豫算は一方に新規事業を抱へながら節約計畫は一向に進捗せず、明白なる歳入の不足を如何にして補ふかに就て最も苦心があつた。これには募債か増税以外に方法はないのであるが、その何れによるも非募債主義に牴觸するか、或は國民負擔輕減の口約に背くかの非難を免れなかつたからである。而して遂に非募債主義を拋棄し、一部の増税を決意して作成した豫算案は歳出十四億七千九百餘萬圓・歳入十三億七百餘萬圓であつたが、偶々閣僚内部から起つた協力内閣問題で若槻内閣は瓦解した。

(八) 犬養内閣の財政

若槻内閣は昭和七年度豫算の決定せられて以後五日ならずして總辭職の已むなきに至り、犬養政友會内閣が之に代つた。犬養内閣はその組閣を終るや直ちに、

豫め政友會の主張として世間へ發表してゐた金輸出再禁止を斷行した。斯くして民政黨内閣が多大の努力を拂つて獲得し、死力を盡して固持した金本位制は再び拋棄せられてしまつたのであるが、四圍の狀勢上之亦已を得ぬ所であつた。

一方新内閣は次期議會に提出すべき昭和七年度の豫算を編成しなければならなかつたが、議會を十日の後に控へては今更根本的な編成替を爲す餘裕なく、唯僅かに若干の修正を加へるに止めた。即ち、

歳入の部	一、二三八、四〇九 ^{千円}
經常部	一五八、六八五
臨時部	三五、一五五
普通歳入	一二三、五二九
公債金	

計	一、三九七、〇九五
歳出の部	
經常部	一、一四一、三四四
臨時部	二五五、七五一
計	一、三九七、〇九五

であるが、之に就き豫算綱要は左の如く説明してゐる。

「内閣成立後日向淺く、第六十回帝國議會の開會は目前に迫り、爲めに新たな方針を以て昭和七年度豫算を編成するの餘日なし。仍て已むを得ず同豫算は、大體前内閣の決定したる概算に據ることとし、唯二、三の點に付修正を加ふるに止め、且つ新規の事項は之を追加豫算に於て詮議することとせり。右により編成したる昭和七年度豫算の特色を擧ぐれば、大略左の如し。

一、財界の不況に伴ひ歳入は著しく減少したること、
二、減債基金の繰入れを一部中止したること、
三、歳入・歳出差引歳入の不足は公債を以て補填したること、
即ち若槻内閣の編成豫算を原則的に認め、歳出豫算の改變は、拓務省の復活、樺太特別會計の復活、印刷需品局設置取止め程度の最少限に止め、一方歳入豫算に於ては次の方針によりて修正した。

- 一、金再禁止による景氣好轉の爲め多少歳入増を見込み得るが、時日がなきため見積替を行はぬこと、
- 二、増税（三千萬圓）と關稅增收（九百萬圓）の本豫算計上を止め、それによつて生ずる歳入缺陷補填は公債増發又は減債基金繰入一部中止によること、
- 三、貨幣交換差金の如き再禁止前と全然逆になるものは變更すること、

右の修正豫算は今年初め休會明けの第六十議會に提出せられたけれども、議會が直ちに解散となつたため政府は改めて實行豫算の編成を餘儀なくせられた。

犬養内閣は總選舉に於て絶對多數を獲得したが、金再禁止による好景氣來も掛聲のみに終り、一方滿洲・上海事件による負擔が加重して來たので唯さへ苦しい財政は一層窮地に陥つた。

滿洲事變の費用は、初め豫定せられたる節約額の復活又は豫備金の遺繰等により辛うじて支辨して來たが、一月の終には遂に緊急處分として豫備金外の支出を爲さざるを得なくなつた。即ち一月三十一日の勅令は事變に關する經費支辨の爲め二千九十一萬圓を限り公債發行又は借入金を爲すことを認めたが、二月に入り上海事變が加つたので更に三千四百萬の財源調達に關する勅令が發布せられた。然るに事態の發展は三度緊急處分を必要ならしめ、之により千五百萬圓が調達せ

られたのである。

第六十一議會に提出せられた追加豫算は左記の如くであるが、その中事件費を見れば、昭和六年度一般會計に於て七百五十萬圓、七年度一般會計に於て五千九百五十一萬圓、同特別會計に於て三十五萬圓、合計六千七百四十五萬圓といふ龐大なもので、之は全部公債財源によるものである。

一、昭和六年度追加豫算第一號

歳入

滿洲事件費の財源に充つべき借入金

七、五七九千円

歳出

陸軍省滿洲事件費

六、五六七

海軍省艦艇派遣費

一、〇一一

二、昭和六年度追加豫算第二號

歳出

遞信省恩給の増加

一、四二二

三、昭和七年度追加豫算第一號

歳入

滿洲事件費の財源に充つべき公債金

五九、五一九

歳出

外務省滿洲事件費に要する經費

一、四四〇

陸軍省同

三〇、九七〇

海軍省同

二七、一〇八

四、昭和七年度特別會計追加豫算第一號

關東廳

歳入 公債金

三五四

歳出 滿洲事件費

三五四

(九) 齋藤内閣の財政

昭和七年度の豫算は不成立に終つたが、その趣旨を加味して實行豫算を編成した犬養内閣は尙その他の緊急事項を追加豫算に計上して議會の承認を求むる運びとなつた。偶々犬養首相の遭難によつて突如内閣の更迭を見るに至つたが、その後を承けた齋藤内閣は前内閣の作成せる追加豫算案を妥當と認め、之を第六十二議會に提出した。

實行豫算は歳入十三億七千四百七十九萬餘圓、歳出十四億六千五十九萬餘圓、

差引八千五百八十萬餘の歳入不足を示してゐるが、追加豫算に於て歳入四億千八十四萬餘圓、歳出三億百五萬圓、差引一億七十九萬餘圓の歳入過剰を見、歳入不足額及び追加豫算に伴ふ實行豫算増加の爲め生ずべき歳入不足額千四百九十八萬餘圓を補填してゐる。この三者を合計し、本年度實行豫算總額は歳出入共に十七億八千四十萬餘圓であつて、不成立豫算より三億八千三百三十一萬餘圓の増加を示し、積極政策内閣の豫算より却つて増加の結果となつてゐる。

實行豫算歳出十四億六千萬圓は前豫算の踏襲で、この範圍にて實現不可能にして然も現内閣が緊急と認めたる施設は之を追加豫算歳出三億百萬圓中に計上したが、その第一は勿論滿洲事件費であつて、其の他都市失業應急事業補助費、産業振興土木費等がある。實行豫算歳入については不成立豫算編成後の情勢に應じて全般的に見積り改訂を行ひ、殊に關稅改正による增收を見込んだが、必要經費の

支出多額に及び結局赤字實行豫算となつた。

尙此處に注意すべきは最近に於ける公債政策の大轉換であつて、今年度の如き一般會計及び特別會計を通じ五億五千萬圓餘の増發を爲し、以て收支を償はしめんとする状態は、明治初年の公債亂發時代及び日露戦後の戦時公債發行時代にもその例を見ざる所である。事情已むを得ざるものとは云へ、唯さへ窮迫せる我が財政状態を今後益々壓迫するものとして誠に遺憾に堪へない。

結 語

概して云へば、私の在任七年間は戦時戦後の積極政策に飽きて一般輿論が財政整理を高唱する時代であつたから、積極的施設の特に見るべきものはなかつた。であるからと云つて此の時代が無意義だつたといふ譯では決してない。整理自身が一つの建設的な事業であり、少くとも建設の前提だからである。或は積極といひ或は消極と云ふも何れも絶対的の政策ではなく、之を續けて行へば必ず行詰るときが来る。歴史は之を繰返してゐるのである。唯然し各々の政策を行ふには必ず時といふものがある。時代の波に乗つて行はなければ政策が生きない。

在任中の特筆すべき事件は何と云つても金輸問題と滿洲事變とである。最近數年間の我が財政經濟界は金輸問題を中心として轉廻してゐたと云つても過言では

ない。金解禁は恰も歐米の財界悪化と時を同じうした爲め、二ヶ年足らずで再禁止の已むなきに至つたのは遺憾であつた。又滿洲問題の前途には幾多の難關が横たはつてゐる。而して漸次深刻化する不景氣は何時果つべしとも豫測を許さず、人心は益々悪化して政黨や財閥を呪ふ聲は一入高まつた。左右兩翼の過激なる思想が漫延し、その最も極端なものは遂に血盟團の白晝横行等となつて現はれ、軍部の擡頭は非常時内閣を出現せしめた。

最近の臨時議會は輿論監視の裡に珍らしく緊張振りを示し、當面の諸問題を眞面目に論議した。然しその結果は急迫せる農村及び中小商工業者に對する大仕掛の救濟を爲す筈にて、之に滿洲事件費等を加ふれば公債募集額は本年のみにても六億圓に達すべく、更に今後の救濟事業を考ふれば、來るべき年に於ける公債の増發は巨額に上るであらう。然も景氣回復は容易に期し難く、我國は今建國以來

嘗て見ざる受難期にある。

これ迄順風に帆を上げて進展を續けて來た我國であるが、近時漸く各方面に弊害の累積せるものあるは又争ふべからざる事實である。政府當路者が一大決心を以て各般の改革を行ふべきは云ふ迄もないが、國民もこの際大いに覺醒する所がなければならぬ。元來政府の救濟策の如きは單に應急的の措置に過ぎないから深く頼みとすべきでない。然るに一體我が國程政府の力に依頼する國民はないのである。勿論場合によりて政府の救濟も必要であるが、不斷の努力による自力回復はもつと遙に必要である。來る臨時議會の大問題たる農村及び中小商工業者救濟策も、國民の眞の自力更生を伴はずしては却つて他日の大害を残すものであらう。而して眞に國難打開の途は國民舉つて弛緩せる氣風を一新し、何者にも撓まざる精神力を作興する以外にない。

我々は然し如何なる場合にも決して悲觀する必要はない。非常時を以て呼ばれる此の際、國民各自が今一度改めて反省し直し、立憲國民としての義務を誠實に盡すならば、政治も社會も自ら公正となり、國民利福は期して待つべしと思はれる。現在の受難時代を一轉機とし、禍を轉じて福と爲さんことを切望して筆を擱く。

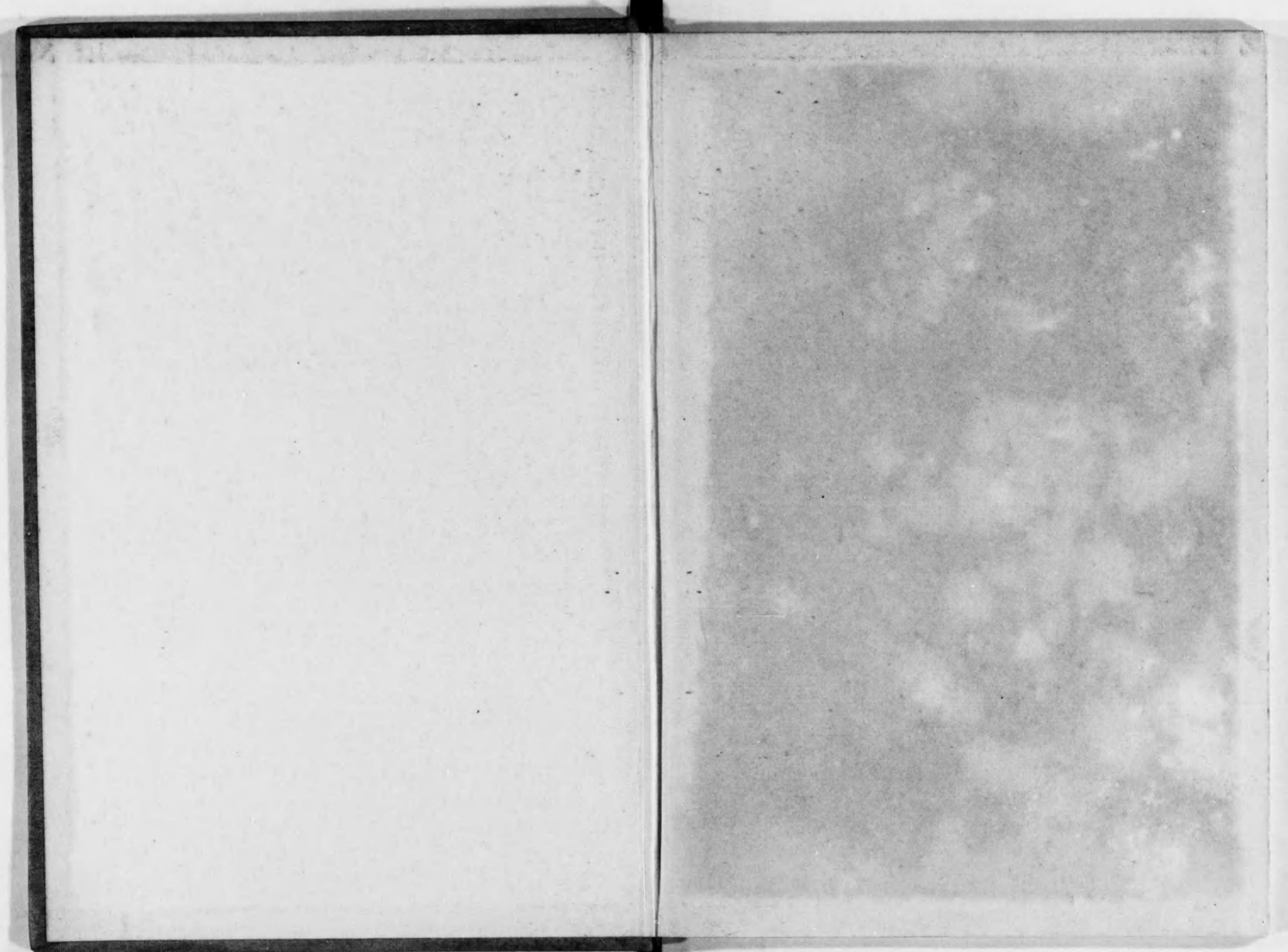
昭和七年七月

昭和七年七月二十日印刷
昭和七年七月二十六日發行

著者 千葉縣 銚子町 濱口儀兵衛

印刷者 東京市神田區美土代町二丁目一番地 島連太郎

印刷所 東京市神田區美土代町二丁目一番地 三秀舍



終

